

柱5 学びと行動のしくみづくり

■足立区環境教育等行動計画



目標

すべての「ひと」が環境について共に学び、
行動するしくみをつくる

現状と課題

1 子どもたちの環境学習

区では、小中学生を対象とした環境学習メニューとして、環境問題やSDGsをテーマとした講座を出前方式で実施しています。

2021（令和3）年4月からは、ICT教育に対応した新しい環境学習教材として、環境学習専用のウェブサイトもスタートしています。小学校4～6年生にはウェブサイトと連動するワークブック、小学校1～3年生には環境問題やSDGsを楽しく学べる啓発冊子を配付しています。

近年では異常気象や*海洋プラスチック問題などがクローズアップされており、今後も新たな環境問題の発生が想定されます。このため、環境学習専用のウェブサイトをはじめ、環境学習教材についても、常にアップデートしていく必要があります。

今後は、感染症拡大など、対面方式での学習が困難となる状況にも対応できるよう、オンラインによる学習も充実させていく必要があります。また、環境学習メニューでいかに子どもたちの行動変容につなげていくかが課題です。



あだち環境学習サイト

2 環境を学ぶ施設や機会

区では、桑袋*ピオトープ公園、生物園、都市農業公園などでの各種体験プログラムや、自然とのふれあいを目的とした、荒川や圀川での自然観察会を実施しています。

また、小中学生向けの出前講座や大人向けの*あだち環境ゼミナールの実施により、多くの世代に環境学習の機会を提供しています。

今後は、自然環境に関するイベントや講座での地球温暖化対策に関する更なる意識啓発や、参加者への CO₂ 排出削減に向けた具体的な取組みの促進につなげていくことが求められます。



自然観察会の様子

3 区内事業者、団体による環境活動

区には、団体、事業者及び事業者で構成する団体の環境活動に関する情報発信、環境活動における相互の交流や連携の強化、区の環境行政との協働を目的とした登録制のネットワーク「*エコ活動ネットワーク足立（いーな）」があります。現在の登録団体数は91です（2021〔令和3〕年3月末現在）。2019（令和元）年度に3件、2020（令和2）年度に4件の新規登録があり、登録団体数は増加傾向にあります。

今後は、事業者や団体が取り組んでいる環境活動の現状における問題点を把握しつつ、それを情報提供・共有することにより、SDGsの「誰一人取り残さない」精神で、これらの活動を活性化させていく必要があります。また、EANAを団体・事業者が相互に連携するしくみに発展させていくことが求められます。

4 リーダーの育成

区では、「あだち環境ゼミナール」をはじめ、環境に関するさまざまなテーマについて学習会や講座を実施しており、多くの参加者がこれらを修了しています。

あだち環境ゼミナールでは幅広い年齢層の参加者が全10回の講座を受講しています。2019（令和元）年度は16人が参加し12人が課程修了、2020（令和2）年度は24人が参加し21人が課程を修了しており、参加希望者は増加傾向にあります。

学習会や講座の修了者が、地域や職場で環境活動を広げていくリーダーとして活躍できるように、更なる人材の育成と活躍の場づくりを進めていく必要があります。

■ 環境基本計画に含む計画等

柱5は、足立区環境教育等行動計画を兼ねるものです。

| 足立区環境教育等行動計画 | |
|--------------|---|
| 目標年度 | 2024（令和6）年度 |
| 目指すべき姿と目標 | 地球にやさしいひとのまち ～かけがえのない地球環境を守るため、 すべてのひとが自ら学び考え、実践するまち～ |
| 該当する施策 | 柱5「学びと行動のしくみづくり」の施策群、施策が該当します |
| 求められる人間像 | 地球環境を意識して、未来のために自発的に行動するとともに その輪をひろげていく「ひと」 |
| 取組みの基本的方向 | すべての「ひと」が環境について共に学び、行動するしくみをつくる |



野鳥観察会



環境学習教材

コラム▶ 環境学習 一区での取組み一

環境への負荷を減らし持続可能な社会を構築していくため、一人ひとりがさまざまな機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが大切です。そのために、知識だけでなく体験活動を通じ、環境保全に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結びつく環境学習が必要となっています。特に、これからを担う子どもたちの環境学習は極めて重要です。

区では、子どもたちが楽しみながら学べるように、さまざまなコンテンツを提供しています。

●あだち環境学習ワークブック

区内の小学4～6年生に配付した、ICT 教育に対応した新しい環境学習教材です。

SDGs、*海洋プラスチック、地球温暖化や気候変動等、幅広い環境問題を取り扱っています。また、子どもたちが主体的に考えるために記入欄を多く設け、「問題提起→内容理解→自分ができること→ふりかえり」のサイクルで学習していくことができます。



あだち環境学習ワークブック
「このままだとごみが捨てられない？」

●あだち環境学習サイト

環境学習専用のウェブサイトであり、サイトには上記で紹介したワークブックで取り上げたテーマに関するデジタル教材を収録しています。デジタル教材は、アニメ（動画）や図版で構成されており、そのほかにも鳥の鳴き声や「*あだち自然ガイド」も掲載しています。アニメには子どもたちが身近に感じられるように足立区の風景を使い、温暖化対策キャラクターのミリー・ドリー・リリーが楽しくわかりやすく説明しています。



あだち環境学習サイト
「水」

●あだち環境かるた

あだち環境かるたは、楽しみながら環境問題を学べるよう作成されました。作成にあたっては、区立小学校の児童を対象に読み札を募集し、応募総数 11,115 作品の中から 44 点を選定しました。それぞれの句には、子どもたちの環境への思いが込められています。足立区ホームページからデータをダウンロードすることができます。



あだち環境かるた

環境に関するさまざまな情報をわかりやすく提供することは、環境に関心を持つために欠かせない取組みです。さまざまな形での積極的な環境情報の発信や、環境イベントの開催で環境意識を向上します。

目 標

- 高い環境意識を持って行動する人を増やす

成果指標と活動指標

| 成果指標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) |
|------|--|-------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ 日頃から環境への影響を考えて具体的に行動(※)していると答えた区民の割合 ※ごみの分別や*食品ロス削減のために食材を買いすぎないなど | 新規指標のため実績なし |

| 活動指標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) |
|---|--|-------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ 環境に関する情報発信回数 | 330回 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 環境学習プログラムに参加し、修了した人の数(累計) | 878人 | 958人 |



環境学習風景

施策と具体的な取組み

① 環境に関する情報、環境配慮行動の発信

●環境情報の収集、整理と使いやすい形での提供

- ◆ 環境への興味を持たせ、関心を高めるための情報の提供
 - 区内の絶滅危惧種や*外来種、貴重な自然に関する情報提供 ◀再掲
 - 自然や生物とふれあうことができる場の情報提供 ◀再掲
 - 生物多様性に関する小中学生向けの情報発信 ◀再掲
 - 生物多様性に関する日常生活と結びつけた普及啓発 ◀再掲
 - 公園おでかけマップの活用や*SNS などによる公園の魅力の発信 ◀再掲
- ◆ 具体的な行動を促す情報提供
 - CO₂排出実質ゼロに向けた区民・事業者の行動変容を促す情報発信 ◀再掲
 - *A-メールやクックパッド「東京あだち食堂」等を通した旬の食べ物や食材の地産地消の啓発 ◀再掲
 - 省エネルギーにつながる高効率で環境に配慮した設備・機器の情報提供・普及促進 ◀再掲
 - 区内外を流れる荒川などの河川と沿川を生き物が息づく自然地として維持・保全
 - 住宅の*省エネ性能表示制度のPR ◀再掲
 - ごみの出し方や分別のわかりやすいPR ◀再掲
 - 処理経費の発信等ごみ施策の「見える化」の強化 ◀再掲
 - *Rのお店の紹介等PRによる、ごみ減量・リサイクル推進店の利用促進 ◀再掲
 - 区民、区内事業者への排出ルールの周知徹底 ◀再掲
 - 適切なペット飼育の啓発
- ◆ データや科学的知見などの情報提供
 - 電力会社別のCO₂*排出係数など、低炭素なエネルギーを選択するための情報提供 ◀再掲
 - 大気、水質、騒音等の調査結果の情報提供 ◀再掲
 - 魚類調査の実施と結果の公表 ◀再掲
 - *野鳥モニターによる野鳥調査の実施と結果の公表 ◀再掲
 - 区内の絶滅危惧種や外来種、貴重な自然に関する情報提供 ◀再掲

●環境活動に取り組む団体等の情報提供

●*SNSを活用したタイムリーな情報発信

- ◆ 季節や場面に応じた具体的な行動の発信

② 環境への意識を高める場や機会の提供

●環境学習拠点の利用拡大や施設が提供するプログラムの充実、あり方の検討

●環境イベントやキャンペーンの展開

- ◆ 省エネキャンペーンの実施

- ◆ 事業者や*NPO等と連携した資源ロスに関する啓発イベントの実施

- ◆ 事業系*食品ロスの実態把握

◀再掲

- ◆ イベント等における*リユース食器の利用促進

◀再掲

●公共施設での展示、PRの実施

- ◆ 水をテーマにした展示や講演会などの実施

◀再掲

- ◆ 生物多様性にふれることができる場の活用や生物多様性保全に関するPRの推進、区民参加型野鳥観察会、区民参加型生き物調査などの生物多様性に係る事業活動の促進

◀再掲

→ 生物多様性キャンペーン、特別展示やイベントの開催

●パンフレットやハンドブック等の作成と配布による環境意識の醸成

- ◆ 省エネガイドブック・パンフレットの作成と配布

③ 幼児向け環境教育の推進と体験の機会の提供

●保護者を巻き込んだ幼児向け環境学習の推進

●親子で参加できる自然体験イベントの実施

- ◆ 生物園や都市農業公園、荒川ビジターセンターなどにおける講座や自然観察、体験学習の実施

◀再掲

→ 荒川河川敷での体験イベントなど

- ◆ 友好都市等と連携した自然体験事業の実施

◀再掲

●保育園等で実施できる環境学習プログラムの提供

●保育園等における*緑のカーテンの設置

◀再掲

●専門家と連携した区民参加型生き物調査や子どもを対象とした体験学習を兼ねた生き物調査の実施

◀再掲

④ 小中学生向け環境学習の推進

- 生物多様性を理解し、行動につなげるための情報発信 ◀再掲

- 小中学生が自ら取り組むプログラムの実施
 - ◆ 小学校高学年を対象にした環境学習ワークブックとこれに連動したデジタル教材を活用 ◀再掲

- 学校外で自然体験や学習に取り組む機会の提供
 - ◆ 生物園や都市農業公園、水辺等における講座や自然観察、体験学習の実施 ◀再掲
 - ➔ 荒川や圀川での体験イベントなど
 - ◆ 友好都市等と連携した自然体験事業の実施 ◀再掲

- 環境学習ツール活用のための教員向け研修会の実施

- 地域団体等が実施する子ども向け環境学習の支援

- 専門家と連携した区民参加型生き物調査や子どもを対象とした体験学習を兼ねた生き物調査の実施 ◀再掲

- 小中学生向けの出前講座の実施

⑤ 大人向け環境学習の推進と人材の育成

- *あだち環境ゼミナール等講座の実施による新たなリーダーの育成



- 育成したリーダーの活躍の場の提供

- ミニ講演会や見学会などの機会提供

- 入門、中級、上級など段階に応じた学習機会の提供

- 職員が環境について学ぶ機会を創出
 - ◆ 環境以外のさまざまな講座も活用し、環境行動のきっかけとする

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

| | | | |
|---|---|---|---|
|  | <p>4.7 教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする</p> |  | <p>17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する</p> |
|---|---|---|---|

環境に興味、関心を持った方々に、より深く学ぶ機会を提供するとともに、積極的に行動するリーダーを育成します。特に、次世代を担う子どもたちが発達段階に応じて、自然と環境行動が身に付くきめ細かな学習プログラムを進めていきます。

目 標

- 環境配慮行動に取り組む人を増やし、活動を広げていく

成果指標と活動指標

| 成 果 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) |
|------------------|---------------|-------------|
| | ■ 自主的な環境保全活動数 | 992回 |

| 活 動 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) | |
|------------------|-----------------------|-------------|------|
| | ■ 区が実施する環境配慮を促す事業の数 | 60事業 | 80事業 |
| | ■ *エコ活動ネットワーク足立の登録団体数 | 91団体 | 95団体 |



小・中学校で使用されている木製校具

施策と具体的な取組み

① 環境に配慮した行動を促すしくみづくり

- 身近な環境行動に取り組むしくみの強化
 - ◆ *資源買取市の利用促進 ◀再掲
 - ◆ 花いっぱいコンクールや清掃美化活動実施団体、ながら見守り活動などの地域の美化活動を推進する*ビューティフル・パートナーの拡大 ◀再掲
- 環境活動に取り組む団体等の情報提供 ◀再掲
- 環境基金助成による活動支援
 - ◆ 先導的な研究活動、地域での実践活動など
- 事業者や研究機関と連携した取組みの推進
 - ◆ 事業者の省エネ行動の拡大 ◀再掲
 - ➔ エネルギー使用量を把握し、削減を促すしくみの利用拡大
 - ◆ *再生可能エネルギーの利用促進
 - ➔ *あだち・そらとつながるプロジェクトの活用 ◀再掲
 - ◆ *食品ロス削減につながる*フードドライブや*フードバンク、フードシェアリングの推進 ◀再掲
 - ◆ *Rのお店の紹介等 PR による、ごみ減量・リサイクル推進店の利用促進 ◀再掲
- 環境に配慮した活動を発表する場や表彰制度の検討
 - ◆ 優良排出事業者への感謝状の贈呈 ◀再掲
- 環境行動の具体的な効果の情報提供
 - ◆ 効果的な補助制度と継続的な普及のしくみの検討 ◀再掲
- 無理なく継続できるしくみの検討
- 多様な協創事業の展開
- 森林環境譲与税の活用

② 環境保全活動のネットワークづくり

- *エコ活動ネットワーク足立(EANA)登録団体の活動を活性化
- 環境保全活動に取り組む事業者、団体等の情報収集と活用
 - ◆ 事業者、団体のデータベース化など
- 子ども、地域、事業者などの取組み発表の機会の提供
- 各拠点施設の合同活動報告会の開催

●各主体をコーディネートする人材の育成

●*緑の協力員の再構築

◀再掲

●*自主的活動団体登録制度の創設

◀再掲

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）



4.7 教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする



17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する

コラム▶ 森林環境譲与税の活用

森林環境譲与税は、市区町村において、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てる目的で譲与されています。

これにより、山村地域で手入れが十分に行われてこなかった森林の整備が進展するとともに、都市部で山村地域の木材を利用することや、山村地域との交流を通じた森林整備に取り組むことで、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や、山村の振興等につながることを期待されます。

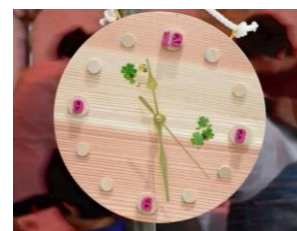
区では、2019（令和元）年度に施設の修繕や小・中学校で使用する木製備品（机・いす等）の購入等、森林整備の促進に関する9事業に充てられました。

森林環境譲与税を活用した事業の一つである地球環境フェア2019では、丸太の掛時計作りのワークショップを通じて、適正に管理された森林で産出した木材である認証材を選んで消費することが、森林保全につながるということを参加者の方々に学んでいただくことができました。

その他、森林環境譲与税の詳しい用途や充当額については足立区のホームページをご覧ください。



小・中学校で使用されている木製校具



地球環境フェア2019 丸太の掛時計作り

■「森林環境譲与税」に関する区のホームページ

ホーム > 区政情報 > 区政運営 > 財政 > 決算 > 森林環境譲与税の使い道

第6章 計画の進行管理

1 推進体制

本計画の実効性を確保するために、区民・事業者・区等による計画の推進体制を整備します。区では、庁内組織を設けて施策・事業の進捗状況の点検、担当課間との調整・連携を図り、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

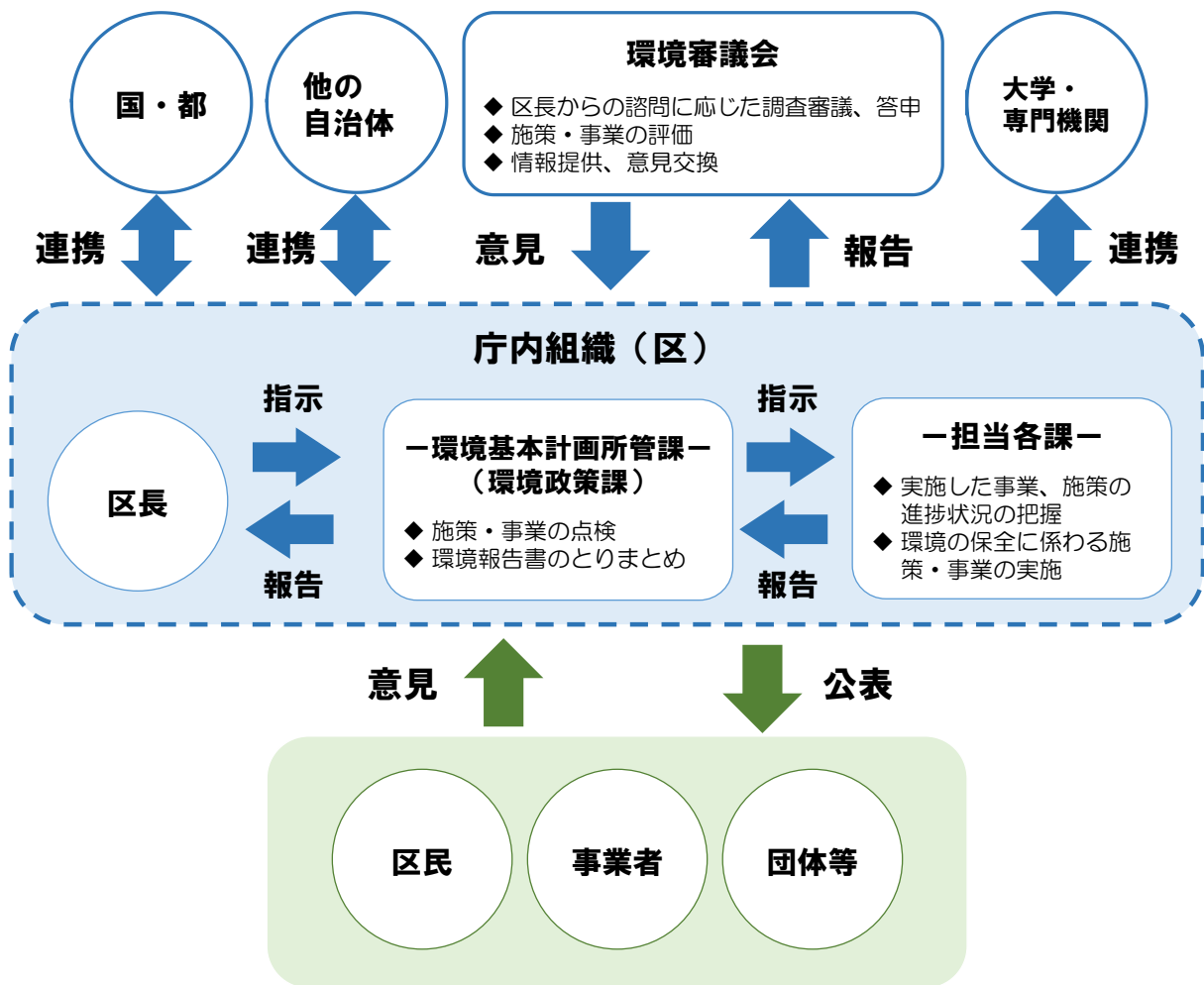
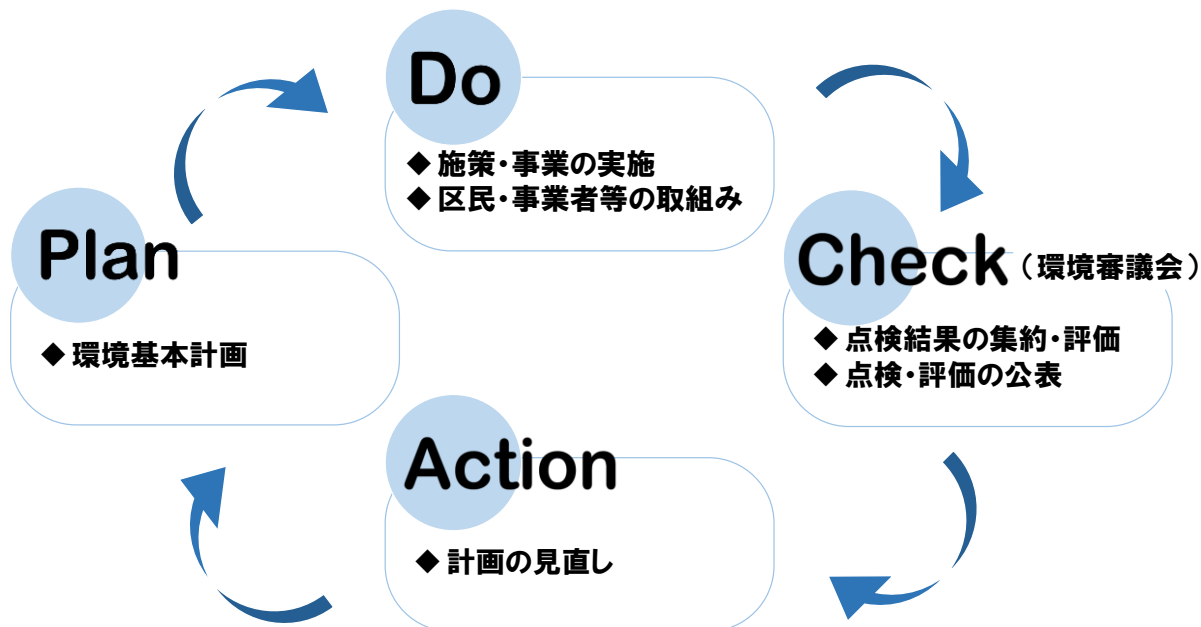


図 計画の推進体制

2 進行管理の方法

毎年、本計画の施策がスケジュールどおり進捗しているかどうかを把握・評価し、進行管理を行います。



3 点検・評価結果の公表

各施策の成果指標に従い、環境審議会で評価した結果を議会に報告し、「*足立の環境」や区のホームページ等で公表します。

また、さまざまな機会を通じて区民及び団体や事業者等から広くご意見を伺い、次期計画への見直しの際に反映させていただきます。

4 計画の見直し

本計画は2024（令和6）年度までを計画期間としています。

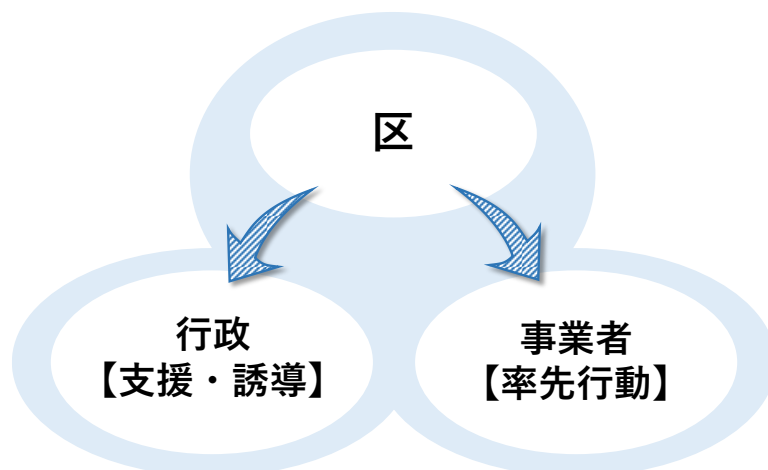
以降は、上位計画である「足立区基本計画」の改定内容を踏まえ、次期計画を策定します。

第7章 環境保全行動指針 一区民・事業者・区の行動指針

第1章から第6章において、足立区環境基本条例第8条に基づき、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、地球環境の保全に寄与するための目標や施策の体系をまとめました。しかし、環境の視点から目指す姿「地球にやさしいひとのまち」を実現するためには、行政計画だけではなく、区に関わる全ての主体（区民、事業者、区）の日々の行動が重要です。

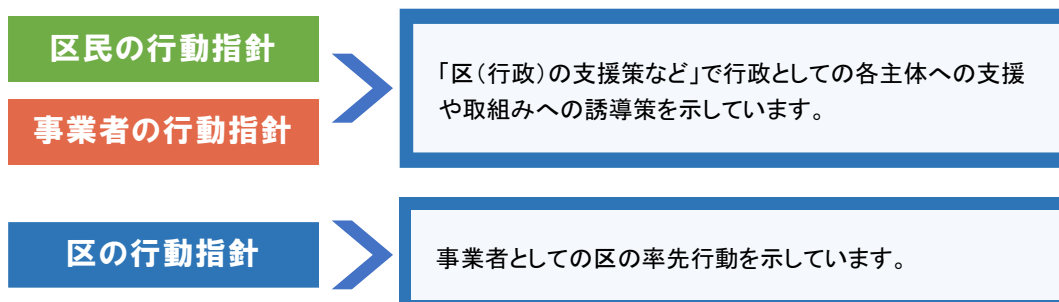
第7章では、足立区環境基本条例第9条に基づく行動指針として、区民、事業者、区が環境の保全に関して配慮すべき事項を定めています。

なお、家庭の取組みは、住居形態や家族構成、生活スタイルなどにより異なり、事業者の取組みも、業種や経営形態、従業員数などにより異なります。この指針を参考にして、個々の事情に適した取組みを進めていきましょう。



区には他の主体に先駆けてCO₂削減等、環境保全に取り組む「事業者」と、区民、区内事業者等団体の活動を支援する「行政」の2つの役割があります。

第7章で示す区の役割



環境の視点から目指す姿

地球にやさしいひとのまち

柱1

地球温暖化・
エネルギー
対策

柱2

循環型
社会の構築

柱3

生活環境の
維持・保全

柱4

自然環境・
生物多様性
の保全

柱5

学びと行動
のしくみ
づくり

柱5は分野横断的な位置づけです。

環境保全行動の実践

全ての主体

区民

事業者

区

柱1 地球温暖化・エネルギー対策

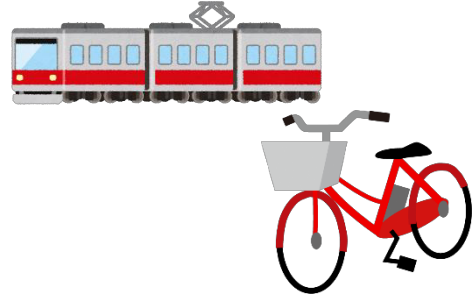
区民の行動指針

エネルギーを上手に使う



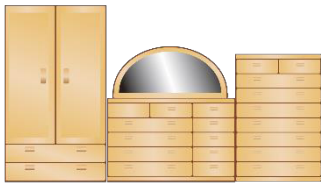
家電の買替え等の際には、省エネ性能の高い製品を選ぶ。

環境に配慮して行動する



自転車、公共交通機関を積極的に利用する。

森林の二酸化炭素吸収・固定に貢献する



住宅の新築・増改築時に、建材、家具、建具等への国産木材の活用を進める。

気候変動に適応する



水害、風害時の避難行動をあらかじめ考えておく（マイタイムラインの作成等）。

その他、区民として地球温暖化・エネルギー対策のためにできること

- 家電等の省エネルギー設定を積極的に利用する。
- 再配達によるCO₂排出量削減のため、宅配便は1回で受け取るよう心がける。
- 太陽光発電システム、*家庭用燃料電池等の設備を導入する。
- 電力契約を見直し*再生可能エネルギー由来の電力に切替える。
- 適切に冷房を利用し、熱中症を予防する。

区（行政）の支援策など

- 太陽光発電設置費補助金による支援。
- 家庭用燃料電池システム（*エネファーム）設置費補助金による支援。
- スマートムーブ（移動手段を工夫し、CO₂排出量を削減）の促進。
- 自転車利用促進に向けた道路環境や自転車駐車場の整備

コラム▶ 取組みによる二酸化炭素削減効果

●家電の買替え時に省エネ性能の高い製品を選んだ場合の効果



年々、家電製品の省エネ効果は向上しているため、買替えで大きな省エネが図れます。買替えの際は、部屋の広さや家族の人数にあったサイズにし、どのような機能が必要かをよく考えて選びましょう。

| | | |
|---|---|--|
| <p>冷蔵庫</p>  | <p>10年前の機器を買替えると 年間CO₂排出量が約107~131kg削減 ※定格内容積:401~450L</p> | <p>杉の木吸収量※にすると 約8~10本分</p>  |
| <p>エアコン</p>  | <p>10年前の機器を買替えると 年間CO₂排出量が約64kg削減 ※冷房能力:2.8kW</p> | <p>杉の木吸収量※にすると 約4.5本分</p>  |

出典 東京都環境局「家庭の省エネハンドブック(2021年3月)」を基に作成

●宅配便を1回で受け取った場合の効果

再配達にはトラック等、自動車を使って行われる場合がほとんどです。時間帯指定、コンビニ受取や宅配ロッカー等を積極的に活用して、再配達によるCO₂排出量を削減しましょう。

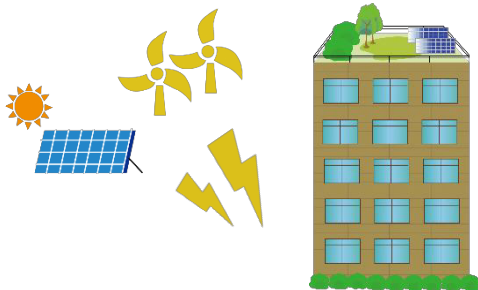
| | | |
|--|--|---|
| <p>再配達</p>  | <p>宅配荷物を1回で受け取るなら 足立区内における1世帯あたり 年間CO₂排出量が約8kg削減 ※国土交通省「宅配の再配達の発生による社会的損失の試算について」より、距離の伸長率から、CO₂排出量の増加を算出。また、配達回数の増分から生産性への影響を算出。 ※日本総世帯を足立区の総世帯で按分(平成27年国勢調査時のデータを参照した)</p> | <p>杉の木吸収量※にすると 約0.6本分</p>  |
|--|--|---|

出典 国土交通省ホームページ「宅配便の再配達削減に向けて(2015年8月)」を基に作成

※ 杉の木換算(年間吸収量):平均14kg/本(出典 「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」環境省/林野庁)
緑による地球温暖化対策の効果や区内のCO₂吸収量の目標値については38ページをご覧ください。

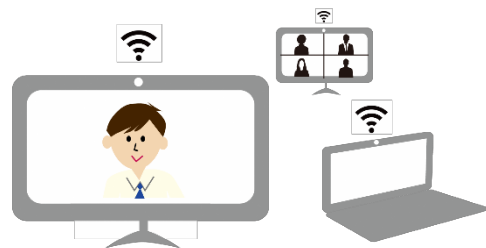
事業者の行動指針

脱炭素型エネルギーを利用する



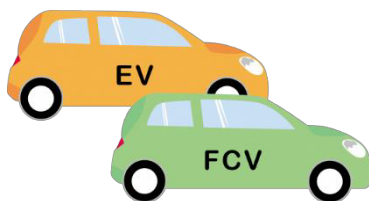
事業所で使用する電力を*再生可能エネルギー由来の電力へ切替える。

環境に配慮して行動する



*テレワークを推進する。

脱炭素な交通手段を利用する



ゼロエミッションビークル(*ZEV)を導入する。

気候変動に適応する



*クールビズ、*ウォームビズを推進する。

その他、事業者として地球温暖化・エネルギー対策のためにできること

- 建物の新築・増改築時にゼロエミッションビル(*ZEB)化を進める。
- 積極的に階段を利用し、エレベーターの使用を抑制する。
- 省電力のOA機器を採用する。
- 一定規模以上の事業者は、法令に基づいて定期報告を行い、計画的に省エネや*温室効果ガス削減に取り組む。
- 災害時の避難や事業活動などについてあらかじめ考えておく。



区(行政)の支援策など

- スマートムーブ(移動手段を工夫することでCO₂排出量を削減)の促進。
- *電気自動車購入費補助金による支援。
- 水素ステーション誘致の促進。

コラム▶ 取組みによる二酸化炭素削減効果

●テレワークに努めた場合の効果


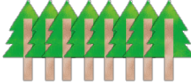


*テレワークとは、ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。オフィス勤務人員の減少・オフィススペースの工夫による照明の削減、空調使用時間の削減が見込まれます。これら環境負荷軽減・交通代替による CO₂ の削減等、地球温暖化防止への寄与が期待されます。

| | | |
|--|---|--|
| <p>テレワーク</p>  | <p>テレワーク導入後は、1 オフィスあたり 年間 CO₂ 排出量が約 0.6kg 削減 ※電力削減量:0.53kWh/人に基づき、労働日数 245 日の うち、週3日をテレワークとした想定で計算 ※オフィス内におけるテレワーク人数 16 人を想定 ※平成 22 年度「次世代のテレワーク環境に関する調査研 究」のモデル検証のデータ等を活用し、在宅勤務の導入 による 1 人 1 日当たりのオフィス電力削減効果を試算</p> | <p>杉の木吸収量※にすると 約 0.04 本分</p>  |
|--|---|--|

出典 東京都環境局「中小規模事業者の省エネルギー対策・再生可能エネルギー活用テキスト(2021年8月)」を基に作成

●通勤時に、自転車・公共交通を積極的に利用した場合の効果

1 人が 1 km 移動する際に排出される CO₂ は、自家用乗用車と比べてバスは 1 / 2、鉄道は 1 / 7 です（2016〔平成 28〕年度）。通勤時、積極的に自転車や公共交通を利用することで、地球温暖化防止に寄与することができます。

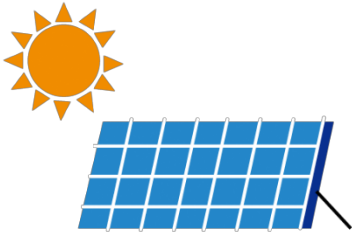
| | | |
|---|--|---|
| <p>公共交通</p>  | <p>自家用車からバスの利用にすると 1 人あたり 年間 CO₂ 排出量が約 363kg 削減 自家用車から鉄道の利用にすると 1 人あたり 年間 CO₂ 排出量が約 593kg 削減 ※輸送量当たりの CO₂ の排出量(2016 年度旅客) ※労働日数 245 日、家から職場までの距離 20km を想定</p> | <p>杉の木吸収量※にすると 約 25~42 本分</p>  <p>※イラスト1本につき、5本分の杉の木を表しています。</p> |
| <p>自転車</p>  | <p>自家用車から自転車の利用にすると 1 人あたり 年間 CO₂ 排出量が約 691kg 削減 ※輸送量当たりの CO₂ の排出量(2016 年度旅客) ※労働日数 245 日、家から職場までの距離 20km を想定</p> | <p>杉の木吸収量※にすると 約 49 本分</p>  <p>※イラスト1本につき、5本分の杉の木を表しています。</p> |

出典 国土交通省ホームページ「エコ通勤実施のメリット」を基に作成

※ 杉の木換算（年間吸収量）：平均 14kg/本（出典 「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」環境省/林野庁）
緑による地球温暖化対策の効果や区内の CO₂ 吸収量の目標値については 38 ページをご覧ください。

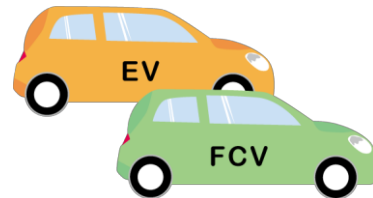
区の行動指針

創エネ設備を導入する



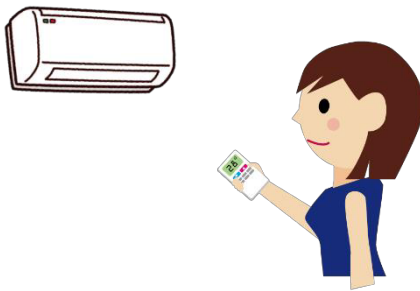
太陽光発電設備の導入により創エネを進める。

エネルギーを上手に使う



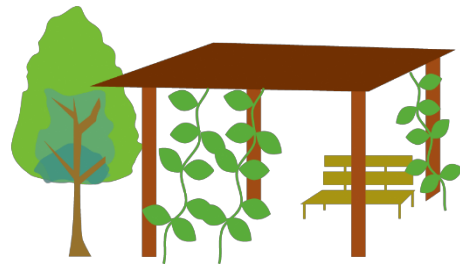
ゼロエミッションビークル(*ZEV)の導入、利用を率先する。

CO₂・エネルギー使用削減に取り組む



適切な温度設定を心掛ける。

気候変動に適応する



公共施設の利用者が快適に過ごせるよう、*緑のカーテンや木陰などの*クールスポットを創出する。

その他、区として地球温暖化・エネルギー対策として行うこと

- 職員が公用車、自家用車を運転する際には、*エコドライブを徹底する。
- 区施設の改修計画との整合を図り、LED や高効率な空調機器等、将来のコストを考慮したエネルギー効率の高い機器への更新を計画的に進める。
- 区施設で使用する電力を*再生可能エネルギー由来の電力へ切替える。
- 省エネ、創エネにより区施設の*ZEB 化を進める。
- 職員やイベント参加者等への熱中症対策や豪雨対策を徹底する。

柱2 循環型社会の構築

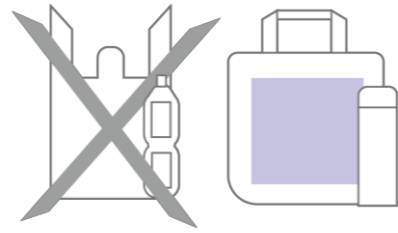
区民の行動指針

食品ロスを減らす



*フードドライブやフードシェアリングサービスを利用する。

3Rを実践する



使い捨て製品より、*リユースや*リサイクルが可能な製品を選ぶ。

ごみになるものを減らす



生ごみは、*コンポスト容器などで土に還すことに努める。

環境に配慮した製品を選ぶ



商品を購入する際は、エコラベルが表示された製品を選ぶ。

その他、区民として循環型社会の構築のためにできること

- 調理をするときは、食材を最大限に利用する。
- 買い物の際、棚の手前に陳列された食品から取る。
- ペットボトルを洗うなど、廃棄物のリサイクル・処分が適切に行われるよう配慮する。
- 雑紙（ざつがみ）を燃やすごみではなく、資源として出す。
- 地域の*集団回収に参加する。

区（行政）の支援策など

- *食品ロス削減につながるフードドライブ、*フードバンク、フードシェアリングの推進。
- 集団回収の周知と推進の強化。

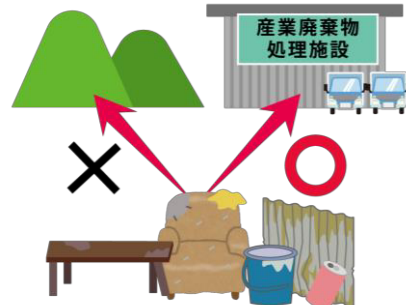
事業者の行動指針

食品ロスを減らす



食品廃棄物を削減する。

環境に配慮して行動する



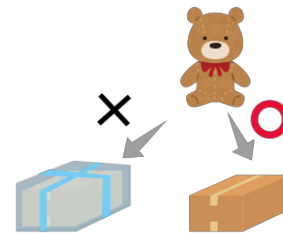
廃棄物を処理する場合は、自らの責任において適正に処理をする。

3Rを実践する



廃棄物の保管場所を設置した上で、分別を徹底し、*3Rを実践する。

使い捨てプラスチックの削減に努める



生産・流通・販売の過程で、プラスチックの使用抑制や過剰な包装の抑制等を心がける。

その他、事業者として循環型社会の構築のためにできること

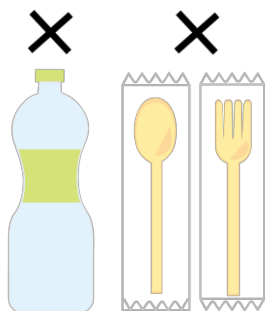
- *ペーパーレス化に努める。
- 飲食店などでは、ハーフサイズや小盛りメニューを導入し、*食品ロスの削減に努める。
- 小規模（少量排出）の事業者で、区の収集を利用する場合は、事業系有料ごみ処理券を貼り、区指定の集積所に排出する。
- グリーン調達基準に適合した製品、エコラベル製品などを利用する。

区（行政）の支援策など

- *ふれあい指導の充実。
- 食品ロス対策の周知強化。
- フードシェアリングアプリなどの活用促進。
- 廃棄物管理責任者講習会（※）の開催。
（※）事業系廃棄物処理に関する基礎的知識の取得を目的とした講習会

区の行動指針

プラスチック製品の使用を控える



区主催の会議やイベントにおいて、ペットボトルやプラスチック製品を使用しないよう努める。

環境に配慮した製品を選ぶ



*グリーン購入を推進し、再生紙や再生原材料を使った商品を選ぶ。

ごみになるものを減らす



紙の使用量削減のために、会議での資料の電子化やページ数の削減などに努める。

食品ロスを減らす



*食品ロスに関する知識を獲得し、率先して削減に向けて行動する。

その他、区として循環型社会の構築のために行うこと

- 使い捨ての紙コップや割り箸は使わない等、廃棄物の発生をできる限り抑える工夫をする。
- マイボトル専用の給水スポットを設置する。
- 基準に基づいて正しく廃棄物を分別する。
- 区施設の自動販売機において、原則、プラスチックを使用しない飲料の販売への切替えを検討する。
- ごみ集積所における、カラスや猫の被害対策を強化する。

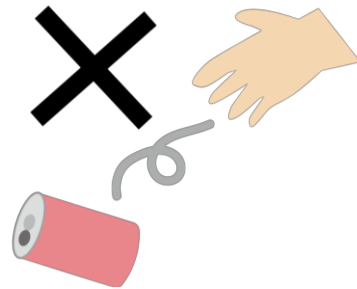
柱3 生活環境の維持・保全

区民の行動指針

美しいまちづくりに協力する



地域の美化活動等に積極的に参加する。



空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをしない。

安心して過ごせるまちをつくる



喫煙者は、歩行喫煙及び駅出入口周辺やバス停、通学路等での喫煙はしない。

騒音発生を防止する



音響機器やペットの鳴き声、早朝・深夜のオートバイや自動車利用などで、騒音を出さない。

その他、区民として生活環境の維持・保全のためにできること

- 散歩時のペットのふんはきちんと持ち帰る。
- 自転車は自転車駐車場を利用し、放置しない。
- 殺虫剤や農薬等は、安全な製品を選び、適正に使用する。
- *エコドライブの実践や*カーシェアリングの利用により、大気汚染の防止に努める。

区（行政）の支援策など

- 喫煙所の整備。
- 地域美化活動の支援。

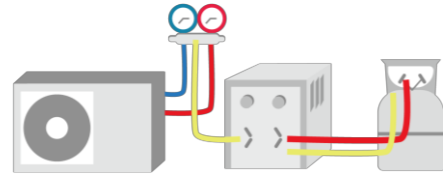
事業者の行動指針

騒音発生を防止する



騒音・振動を発生させる機器や自動車、拡声器等の使用を抑制するとともに、使用する場合には、周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。

大気汚染を防止する



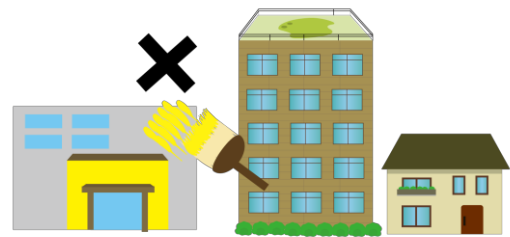
フロン使用機器廃棄時の適正処理、有害化学物質の適正管理等、法令に基づいて取り組む。

美しいまちづくりに協力する



事業所周辺の美化に取り組む。

景観に配慮する



事業所等を設置、増改築する際には、景観等に配慮する。

その他、事業者として生活環境の維持・保全のためにできること

- *揮発性有機化合物（VOC）排出の少ない塗料など、大気汚染の発生原因になる成分が少ない製品を積極的に利用する。
- 法令に基づき、建築物等の解体、改造、補修作業を行う際に、*アスベスト飛散防止対策を行う。
- 建設工事などを実施するときは、騒音・振動、悪臭を発生させない。
- 清掃美化活動実施団体（企業）として清掃活動を実施する。
- ごみゼロ地域清掃活動に参加する。

区（行政）の支援策など

- 解体工事現場等でのアスベストの調査や飛散防止状況確認の実施強化。
- 清掃美化活動実施団体への清掃物品の供与や広報紙等による活動紹介。
- ごみゼロ地域清掃活動参加団体取材しホームページ等で紹介。

区の行動指針

快適で美しいまちづくりの率先



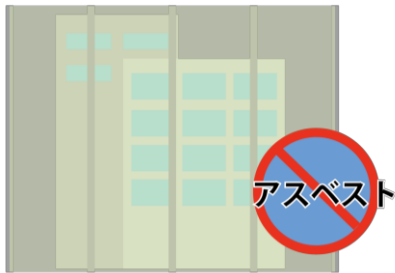
来訪者が気持ちよく過ごせるように区施設の内外を美しく保つ。

環境汚染を防止する



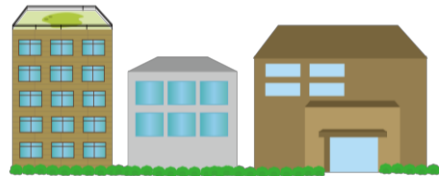
区施設を整備する際は、あらかじめ近隣関係住民の理解を十分に得るように努める。

アスベスト対策を徹底する



区施設の建築物等の解体、改造、補修作業を行う際に、*アスベスト飛散防止対策を行う。

景観に配慮する



区施設の新設、改修時には、周辺景観との調和等に配慮する。

その他、区として生活環境の維持・保全のために行うこと

- 区施設の整備に際し、環境への影響に配慮する。
- 地域の美化活動等に積極的に参加する。

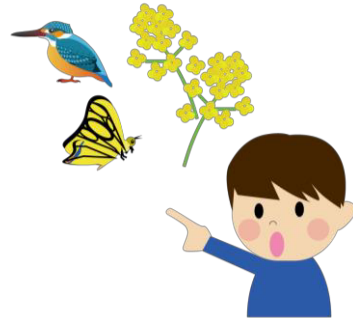
柱4 自然環境・生物多様性の保全

区民の行動指針

生物多様性への理解を深める

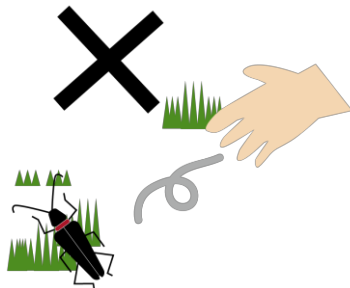


自然観察会や生物調査、各種イベント等に積極的に参加する。



身近な植物や、飛来する昆虫や鳥等に興味・関心を持つ。

外来生物に対処する



*外来生物について理解し、悪い影響のある外来生物を、外国や日本国内の他地域から持ち込まない。

足立区の自然を守る



公園の花植えなど、環境保全に繋がるイベントに参加する。

その他、区民として自然環境・生物多様性の保全のためにできること

- 生物多様性に配慮してつくられたエコラベル商品を購入する。
- 庭やベランダ、玄関、屋上などで樹木や草花を育てる。
- 生活環境の周りがある樹林を大切にする。

区（行政）の支援策など

- 生物多様性の理解を深めるイベント等の周知の強化。
- 自然に関する情報発信強化。
- 区民参加型の生物調査の実施。

事業者の行動指針

生物多様性への理解を深める



従業員研修や社会貢献活動の一環として、自然や生物とふれあう機会を提供する。

緑化に取り組む



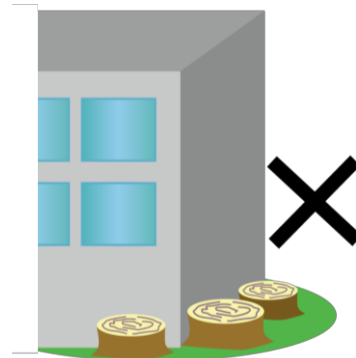
敷地内や屋上、壁面緑化など、積極的にみどりを増やす。

自然環境に配慮する



広い範囲の開発行為等を行う場合には、計画的に生物多様性に配慮したみどりの保全・創出を図り、みどりのネットワーク化を進める。

足立区の自然を守る



既存樹木を保全する。

その他、事業者として自然環境・生物多様性の保全のためにできること

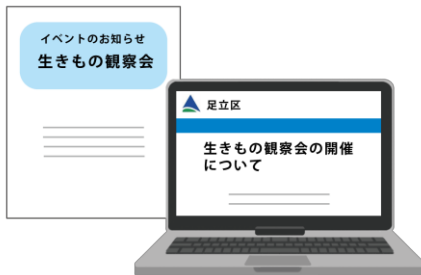
- 観察会や調査、各種イベント等に、地域の一員として積極的に参加する。
- 社会貢献活動の一環として、従業員や顧客に対して、業務と生物多様性の関係性をわかりやすく発信する。
- 新たに植栽を行う際には、みどりの量を十分確保するとともに、区の自然の特徴にあった種類を選択する。

区（行政）の支援策など

- 地域の一員として参加できる、事業者向けイベント等の情報発信。
- 環境基金助成などの環境保全の取組みに対する支援事業の活用促進。
- *エコ活動ネットワーク足立（EANA）による企業や団体の環境活動に関する情報交換の場の提供。

区の行動指針

生物多様性への理解を深める



関係機関等と連携しながら、自然や生物とふれあう機会を提供し、その情報を周知する。

外来生物に対処する



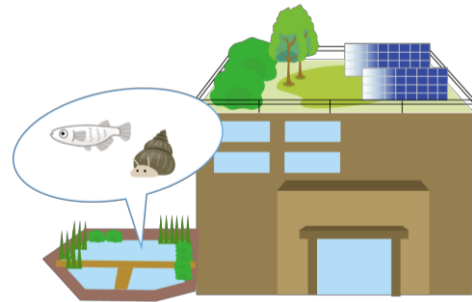
公園等の管理者に*外来生物の正しい知識を普及・啓発する。

足立区の自然を守る



樹木・樹林を守るための取組みや活動の周知・啓発を行う。

自然環境に配慮する



工事を行うときは、生物多様性に配慮した計画、設計、施工を行う。

その他、区として自然環境・生物多様性の保全のために行うこと

- 自らの業務と生物多様性の関係性を理解し、生物多様性の保全を考慮した取組みを進める。
- 敷地内の樹木・樹林を保全する。

柱5 学びと行動のしくみづくり

区民の行動指針

環境意識の向上に努める



環境に関するニュースや記事に関心を持つ。



環境に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域などで共有する。

環境保全活動に参加する



興味関心のある環境保全活動を地域で実践する。



環境保全活動を企画・運営する。

その他、区民として学びと行動のしくみづくりのためにできること

- 環境に関する学習や体験できる施設を積極的に活用する。
- 子どもの頃から生物や自然とふれあう機会を持つ。
- 意見募集（パブリックコメント）に積極的に参加する等、地域のまちづくりに関心を持ち関わる。

区（行政）の支援策など

- 情報発信の強化による意識啓発。
- 小中学生向け出前講座の実施。
- 生物園や都市農業公園での自然観察、体験学習イベントの実施。

事業者の行動指針

環境意識の向上に努める



事業所内で、区などが発信する環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。



事業所内の環境リーダーを育成し、環境保全活動を活発化する。

環境保全活動に参加する



*エコ活動ネットワーク足立 (EANA) に登録し、他事業者や地域団体、区との連携を深める。



業界団体や商店街など、既存の事業者ネットワークを活用し、環境保全活動に取り組む仲間を増やしていく。

その他、事業者として学びと行動のしくみづくりのためにできること

- 従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習の機会を提供する。
- 環境に配慮したまちづくりを行い、行政との連携を図る。
- 環境に関するデータや情報、自らがやっている環境行動について、積極的に情報を発信する。

区（行政）の支援策など

- *あだち環境ゼミナールの実施。
- EANA の活動団体への支援、活動に関する情報提供。

区の行動指針

職員の環境意識の向上に努める



職員向けの環境を学ぶ機会を設ける。



民間や他自治体が実施するイベントや講座等に積極的に参加する。

環境保全活動のネットワークをつくる



事業者や区民のマッチングなど、コーディネーターとしての役割を担う。



環境に関するイベントや講座等において、区民や地域団体、事業者等と積極的に連携する。

その他、区として学びと行動のしくみづくりのために行うこと

- 自らの業務における環境に関連した情報をわかりやすく庁内外に発信する。
- 環境に関するデータや情報、自らがやっている環境行動について、積極的に情報を発信する。
- 区内の人材や先進的な事業者などの情報を蓄積し、活用する。

資料編

1 温室効果ガス削減目標の考え方

(1) 温室効果ガス排出量の現況

区内の*温室効果ガス排出量を部門別にみると、2018（平成 30）年度は家庭部門、業務部門、運輸部門の順に多くなっています。家庭部門及び運輸部門は 2017（平成 29）年度から 2018（平成 30）年度にかけて減少傾向にあります。産業部門、業務部門、廃棄物部門、その他6ガスはほぼ横ばいとなっています。

表 部門別温室効果ガス排出量

単位：千 t-CO₂

| 温室効果ガス種別 | 部門 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 |
|-----------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| CO ₂ | 産業 | 248 | 212 | 208 | 208 | 208 | 206 |
| | 家庭 | 989 | 919 | 859 | 845 | 873 | 831 |
| | 業務 | 611 | 599 | 541 | 533 | 520 | 522 |
| | 運輸 | 627 | 618 | 598 | 518 | 515 | 499 |
| | 廃棄物 | 84 | 79 | 81 | 82 | 86 | 88 |
| その他6ガス* | | 114 | 124 | 132 | 144 | 166 | 172 |
| 総合計 | | 2,672 | 2,551 | 2,419 | 2,331 | 2,368 | 2,318 |

※ 端数処理の関係で合計が合わないことがある

※ その他6ガスは、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、フロン(CFCs)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)を指す

(千t-CO₂)

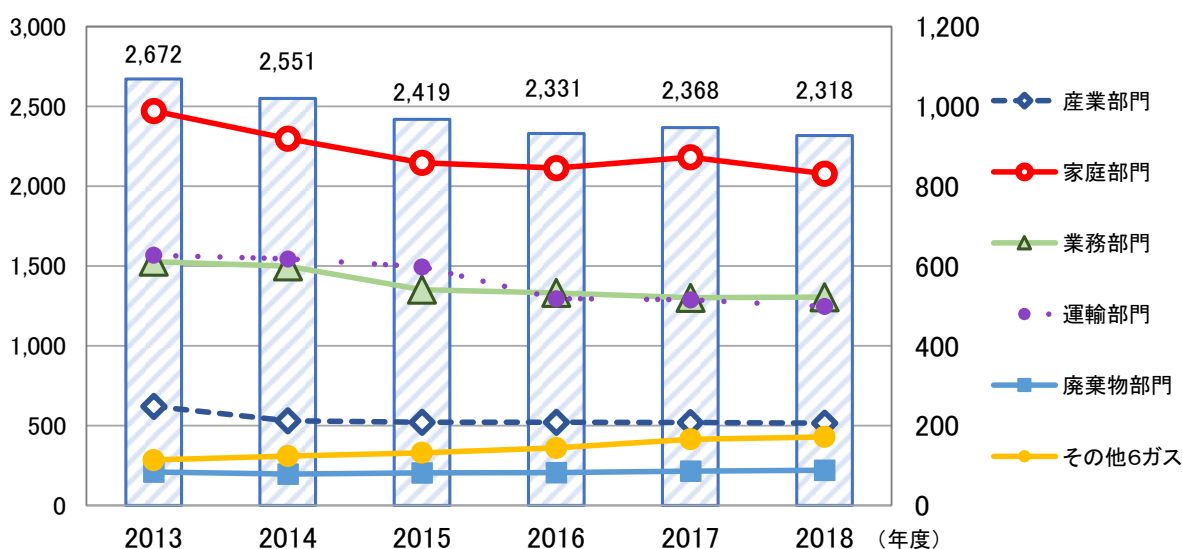


図 足立区の温室効果ガス排出量の推移

出典 特別区の温室効果ガス排出量(1990～2018 年度)

オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を基に作成

(2) 温室効果ガス排出量の将来推計

人口や世帯数などの今後の推計値を基に、現状から追加的な対策を講じない場合（BAU ケース※）の 2030（令和 12）年度における区内の*温室効果ガス排出量を推計すると、2,444 千 t-CO₂ となり、2013（平成 25）年度に比べ 8.5% 削減する見込みです。部門別の内訳をみると、廃棄物部門が 6.0%、その他 6 ガスが 87.7% 増加となりますが、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門は減少傾向になります。

※BAU（business as usual）ケース

現状の対策のまま、追加的な対策をとらない場合

表 温室効果ガス排出量の将来推計結果(BAU ケース)

単位: 千 t-CO₂

| 温室効果ガス種別 | 部門 | 実績値 (千 t-CO ₂) | | 将来推計値 (千 t-CO ₂) | 将来推計値の増減率 | |
|-----------------|-----|-------------------------------|---------|---------------------------------|------------|------------|
| | | 2013 年度 | 2018 年度 | 2030 年度 | 対 2013 増減率 | 対 2018 増減率 |
| CO ₂ | 産業 | 248 | 206 | 185 | △25.4% | △10.2% |
| | 家庭 | 989 | 831 | 868 | △12.2% | +4.5% |
| | 業務 | 611 | 522 | 586 | △4.1% | +12.3% |
| | 運輸 | 627 | 499 | 502 | △19.9% | +0.6% |
| | 廃棄物 | 84 | 88 | 89 | +6.0% | +1.1% |
| | 計 | 2,558 | 2,146 | 2,229 | △12.9% | +3.9% |
| その他6ガス | | 114 | 172 | 214 | +87.7% | +24.4% |
| 合計 | | 2,672 | 2,318 | 2,444 | △8.5% | +5.4% |

※ 端数処理の関係で合計が合わないことがある

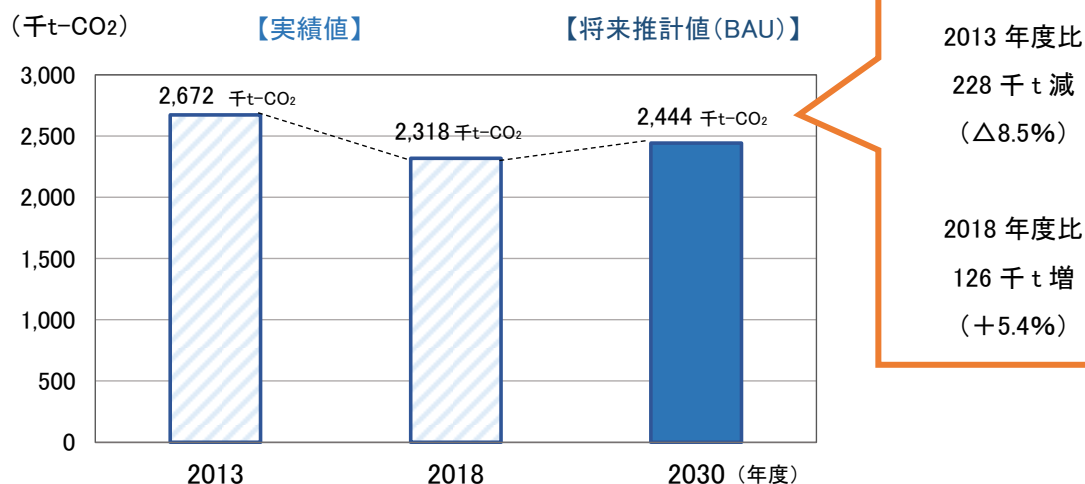


図 温室効果ガス排出量の将来推計結果(BAU ケース)

(3) 温室効果ガス排出量の削減の見通し

今後、区が主体となり、国の地球温暖化対策計画案に基づき国全体で進められる対策、及び東京都と連動した対策を行うことにより、2018(平成30)年度から2030(令和12)年度にかけて約1,063千t-CO₂の排出削減が図られ、約1,367千t-CO₂(2013〔平成25〕年度比で48.8%減)にまで低減することが見込まれます。

区内におけるCO₂削減シミュレーションの結果をまとめると、以下のとおりになります。

表 温室効果ガス種別の区内削減見込み量

単位:千t-CO₂

| *温室効果ガス種別 | 部門 | 目標の達成に向けた取組み | 2018年度から2030年度に削減が見込まれる量 |
|-----------------|-----|--|--------------------------|
| CO ₂ | 産業 | 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進、徹底的なエネルギー管理の実施など | 19 |
| | 家庭 | 住宅の省エネルギー化、高効率な省エネルギー機器の普及、*HEMSなどを利用した徹底的なエネルギー管理の実施、機器の買い替え促進など | 105 |
| | 業務 | 建築物の省エネルギー化、高効率な省エネルギー機器の普及、*省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施、*クールビズ・*ウォームビズの促進など | 68 |
| | 運輸 | 次世代自動車の普及、燃費改善、環境に配慮した自動車使用等の促進、公共交通機関及び自転車の利用促進、*エコドライブ、*カーシェアリングなど | 111 |
| | 廃棄物 | プラスチック製容器包装の分別収集、バイオマスプラスチック類の普及、第四次足立区一般廃棄物処理基本計画の推進など | 20 |
| | 全て | 電力*排出係数の改善、*再生可能エネルギーの最大限の導入 | 611 |
| その他6ガス | | *ノンフロン機器への転換の加速、使用時の漏えい防止のための機器管理の徹底、機器廃棄時の放出防止へ向けた取組みの推進など | 129 |
| 合計 | | | 1,063 |

※ 端数処理の関係で合計が合わないことがある

温室効果ガス排出量の将来推計結果(対策ケース)

単位:千t-CO₂

| *温室効果 ガス種別 | 部門 | 2013年度 (基準年度) | 2030年度(目標年度) | |
|-----------------|-----|------------------|-------------------|-------------------|
| | | | BAU (対2013増減率) | 対策後 (対2013増減率) |
| CO ₂ | 産業 | 248 | 185 (△25.4%) | 110 (△55.6%) |
| | 家庭 | 989 | 868 (△12.2%) | 474 (△52.1%) |
| | 業務 | 611 | 586 (△4.1%) | 286 (△53.2%) |
| | 運輸 | 627 | 502 (△19.9%) | 357 (△43.1%) |
| | 廃棄物 | 84 | 89 (+6.0%) | 55 (△34.5%) |
| その他6ガス | | 114 | 214 (+87.7%) | 85 (△25.4%) |
| 合計 | | 2,672 | 2,444 (△8.5%) | 1,367 (△48.8%) |

※ 端数処理の関係で合計が合わないことがある

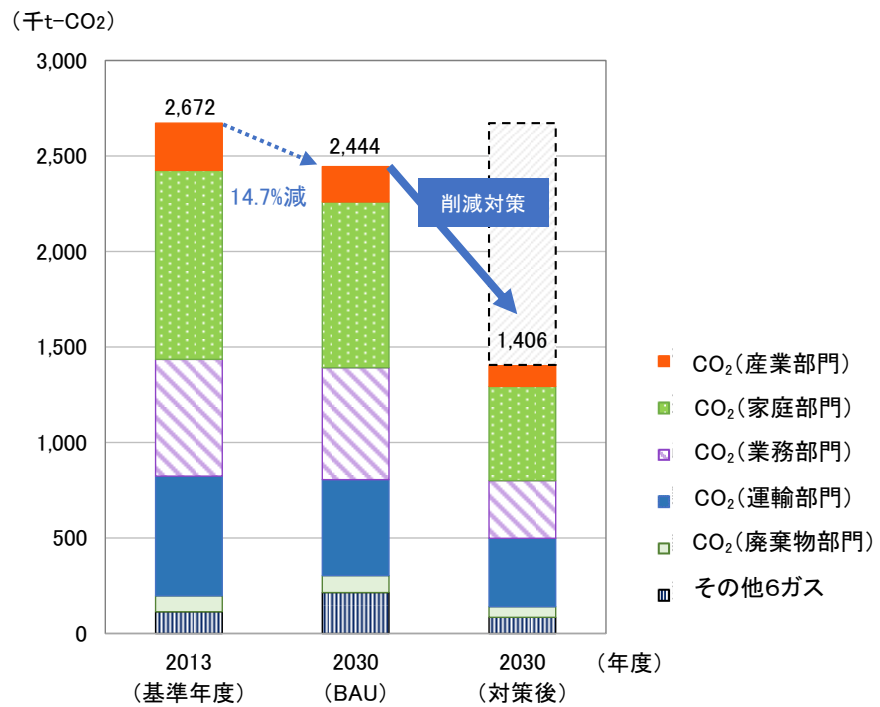


図 温室効果ガス排出量の将来推計

2 気候変動の将来予測

オール東京 62 市区町村共同事業の気候変動適応研究会（2018〔平成 30〕年度～2020〔令和 2〕年度）の研究活動として行われた、足立区周辺をモデルケースにした気温と降水量についての予測の結果を示します。

(1) 予測の方法

文部科学省の気候変動リスク情報創生プログラムにより作成された「地球温暖化対策に資するアンサンプル気候予測データベース」（以下、「d4PDF」といいます。）を用いて予測しました。

予測には、d4PDF に格納されている下記の 3 種類のデータのうち、足立区周辺（下図の青枠内）のものを使用しました。

「過去実験」：1951（昭和 26）年～2010（平成 22）年の気候状態を再現したデータ

「将来 2℃昇温実験」：気温が 2℃上昇した場合の気候状態を再現したデータ

「将来 4℃昇温実験」：気温が 4℃上昇した場合の気候状態を再現したデータ

予測にあたっては、気象庁のアメダス観測所のうち、足立区に最も近い東京（千代田区）観測所（下図のオレンジ丸）の 1951（昭和 26）年～2010（平成 22）年の観測結果と d4PDF の「過去実験」のデータとを比較し、「過去実験」のデータを実際の観測結果に近づくように補正しました。また、「将来 2℃昇温実験」「将来 4℃昇温実験」のデータも同様の方法で補正して「過去実験」の結果と比較しました。

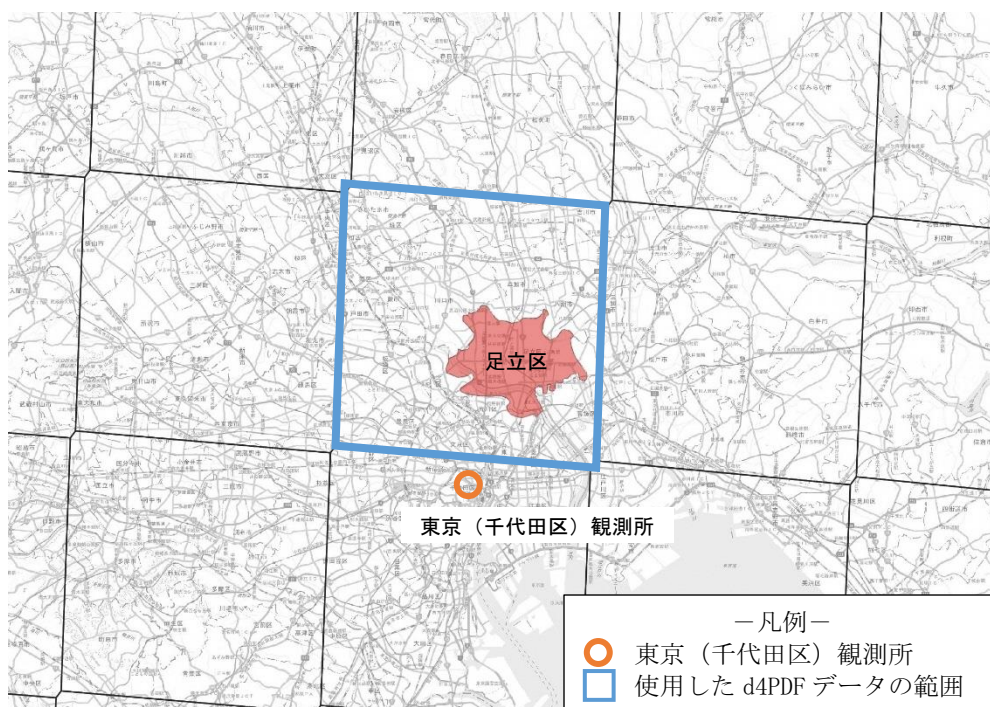


図 気象観測所の位置

表 予測の項目

| 分類 | 予測の項目 |
|-----|--|
| 気温 | ○ 真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数 |
| 降水量 | ○ 年最大1時間降水量 ^{※1} ○ 年最大24時間降水量 ^{※2} ○ 無降水日の日数 |

※1 1年間で最も多かった1時間当たりの降水量

※2 1年間で最も多かった24時間当たりの降水量

(2) 予測結果

気温

日最高气温のデータから真夏日・猛暑日の日数の変化を整理し、日最低气温のデータから熱帯夜の日数の変化を整理しました。

真夏日(日最高气温が30℃以上の日)は、過去実験では年に約46日なのに対し、2℃上昇の場合は約63日、4℃上昇の場合は約93日に増加すると予測されました。

猛暑日(日最高气温が35℃以上の日)は、過去実験では年に約2日なのに対し、2℃上昇の場合は約11日、4℃上昇の場合は約36日に増加すると予測されました。

熱帯夜(日最低气温が25℃以上の日)は、過去実験では年に約21日なのに対し、2℃上昇の場合は約44日、4℃上昇の場合は約74日に増加すると予測されました。

表 真夏日・猛暑日・熱帯夜の年間の日数

| 項目 | 過去実験 (1951年～2010年) | 将来2℃昇温実験 | 将来4℃昇温実験 |
|--------|-----------------------|----------|----------|
| 真夏日の日数 | 46.1日 | 63.4日 | 93.1日 |
| 猛暑日の日数 | 2.2日 | 11.1日 | 35.6日 |
| 熱帯夜の日数 | 20.5日 | 44.0日 | 74.2日 |

※ d4PDFのデータを東京(千代田区)観測所のデータで補正した値をもとに整理した

降水量

年最大1時間降水量(1年間で最も多かった1時間当たりの降水量)及び年最大24時間降水量(1年間で最も多かった24時間当たりの降水量)のデータから、確率降水量(ある期間に1度発生すると考えられる降水量)の変化を整理しました。また、日ごとの降水量のデータから、無降水日(日降水量が1mm未満の日)の日数の変化を整理しました。

(ア) 年最大1時間降水量

30年に1度の豪雨は、過去実験では約80mm/時間なのに対し、2℃上昇の場合は約100mm/時間、4℃上昇の場合は約110mm/時間に増大すると予測されました。

表 年最大1時間降水量の確率降水量

| 実験名 | 確率降水量 (mm/時間) | | |
|--------------------|---------------|---------|---------|
| | 30年に1度 | 50年に1度 | 100年に1度 |
| 過去実験 (1951年～2010年) | 78～81 | 84～87 | 91～95 |
| 将来2℃昇温実験 | 95～99 | 103～107 | 108～113 |
| 将来4℃昇温実験 | 109～114 | 115～120 | 122～127 |

※ d4PDF のデータを東京(千代田区)観測所のデータで補正した値をもとに整理した

(イ) 年最大24時間降水量

30年に1度の豪雨は、過去実験では約270～290mm/24時間なのに対し、2℃上昇の場合は約300～320mm/24時間、4℃上昇の場合は約350～390mm/24時間に増大すると予測されました。

また、1958(昭和33)年9月に狩野川台風が上陸した際の392.5mm/24時間が発生する確率を将来実験と過去実験とで比較しました。過去実験では約150～290年に1度なのに対し、2℃上昇の場合は約70～100年に1度、4℃上昇の場合は約30～50年に1度に増加すると予測されました。

表 年最大24時間降水量の確率降水量

| 実験名 | 確率降水量 (mm/24時間) | | |
|--------------------|-----------------|---------|---------|
| | 30年に1度 | 50年に1度 | 100年に1度 |
| 過去実験 (1951年～2010年) | 273～294 | 300～326 | 338～370 |
| 将来2℃昇温実験 | 296～322 | 331～362 | 391～432 |
| 将来4℃昇温実験 | 353～388 | 389～430 | 448～499 |

※ d4PDF のデータを東京(千代田区)観測所のデータで補正した値をもとに整理した

(ウ) 無降水日の日数

無降水日の日数は、過去実験では年に262日なのに対し、2℃上昇の場合は266日、4℃上昇の場合は272日に増加すると予測されました。

(3) 洪水の発生頻度等

気候変動により、豪雨が増加するとともに台風が強大化すると考えられており、それに伴い洪水の発生頻度の増加や被害規模の拡大などが懸念されています。

これらの影響について検討するため、国土交通省により「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」(2018〔平成30〕年度～2019〔令和元〕年度)が設置され、前述のd4PDFを用いた予測が行われました。

2019(令和元)年度に公表された「気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言」によると、下図に示すとおり、関東地方では気温が2℃上昇した場合(RCP2.6)に降雨量が現在の1.10倍となり、4℃上昇した場合(RCP8.5)に降雨量が現在の1.2倍になると予測されています。

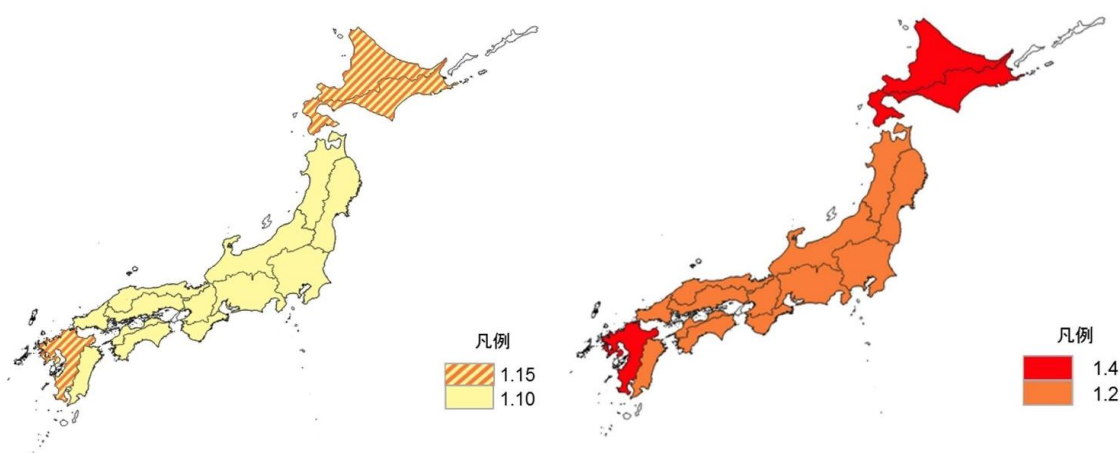


図 降雨量変化倍率(左:2℃昇温時[RCP2.6]、右:4℃昇温時[RCP8.5])
 出典 気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言 別紙3
 (2019年10月、気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会)

また、全国平均で見た場合には、下表に示すとおり、気温が2℃上昇した場合は降雨量が現在の1.1倍、4℃上昇した場合は降雨量が現在の1.3倍になると予測されています。

この予測に基づくと、気温が2℃上昇した場合は河川の流量が約1.2倍となり、洪水発生頻度が約2倍となっています。また、気温が4℃上昇した場合は河川の流量が約1.4倍となり、洪水発生頻度が約4倍となっています。

表 降雨量、流量の変化倍率と洪水発生頻度の変化(全国平均)

| | 降雨量 | 流量 | 洪水発生頻度 |
|---------------------|------|-------|--------|
| 2℃上昇 (RCP2.6) (暫定値) | 1.1倍 | 約1.2倍 | 約2倍 |
| 4℃上昇 (RCP8.5) | 1.3倍 | 約1.4倍 | 約4倍 |

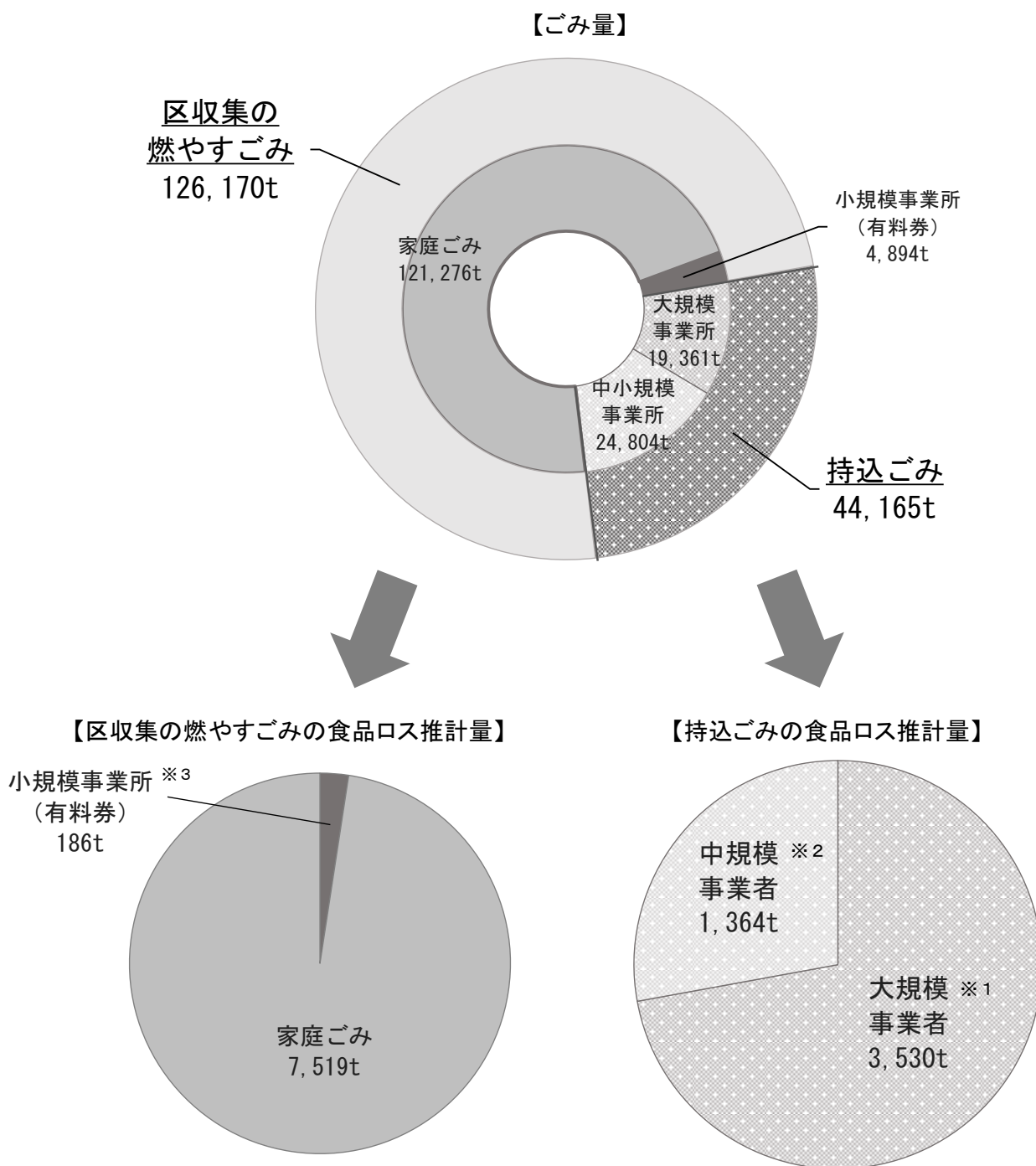
出典 「気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言」
 (2019年10月、気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会)

3 食品ロス削減目標の考え方

(1) 足立区での食品ロスの推計量(2019[令和元]年度 確定値)

2019(令和元)年度に区内で発生した*食品ロスの推計量(確定値)は下表に示すとおりです。

家庭系食品ロス推計量は 7,519 t、事業系食品ロスは 5,080 t、区内全体では 12,599 t でした。



※1 大規模事業所 432 箇所
 ※2 中規模事業所 604 箇所
 ※3 小規模事業所 30,142 箇所

図 一般廃棄物等の発生量及び食品ロス推計量(2019[令和元]年度)

| | ごみ量 | 排出元 | *食品ロス推計量 |
|-----------|--|-----------------------------|---|
| 持込ごみ | 19,361 t 大規模事業所のごみ量 | 大規模事業所 432 か所 (※1) | 3,530 t アンケート調査 |
| | 24,804 t 足立清掃工場に搬入されたごみ量 (44,165t)のうち上記 (19,361t)を除いたもの | 中規模事業所 604 か所 (※2) | 1,364 t 東京二十三区清掃一部 事務組合の調査した食 品ロス割合 (5.5%)を 乗じて推計 |
| | 小計 44,165 t | 小規模事業所 30,142 か所 (※3) | |
| 区収集の燃やすごみ | 4,894 t 事業系有料ごみ処理券の販売数 より推計 (※4) | 家庭ごみ | 186 t 区組成調査の食品ロス 割合 (区収集ごみ 3.8%) を乗じて推計 |
| | 121,276 t 区収集の燃やすごみ量 (126,170 t)から上記の (4,894 t)を除いたもの | | 7,519 t 区組成調査の食品ロス 割合 (家庭ごみ 6.2%) を乗じて推計 |
| | 小計 126,170 t | | |
| | 合計 170,335 t | | 12,599 t |

※1 「足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」で再利用計画書の提出を義務付けている事業用大規模建築物の事業所の内、延床面積が 3,000 m²以上の数

※2 ※1の条例の事業所の内、延床面積が 1,000~2,999 m²の数

※3 経済センサスによる区内事業所数(2019[令和元]年度)31,178 か所から(※1)及び(※2)を除いて推計した数

※4 従業員 20 人以下かつ1回の排出量が 90ℓ 以下の事業者は、有料ごみ処理券を貼付し区収集ごみとして排出可能

(2) 東京都による食品ロス削減目標

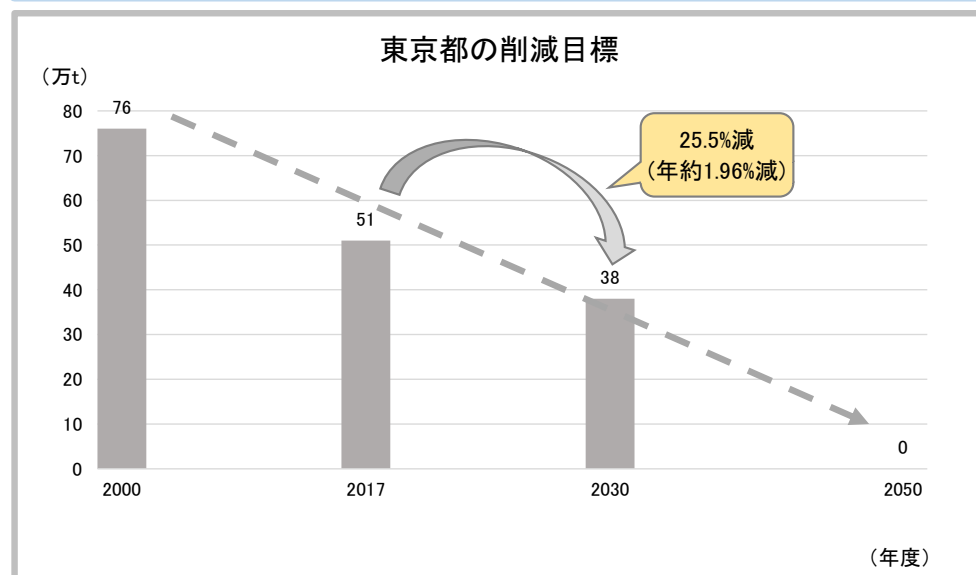
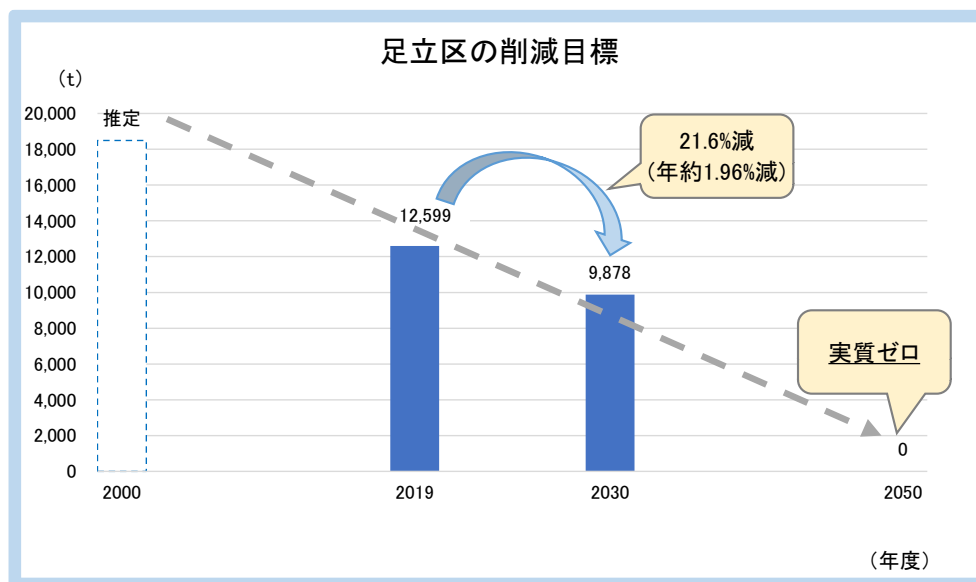
東京都は、「ゼロエミッション東京戦略」において、2050（令和 32）年の目指すべき姿として、*食品ロス発生量の実質ゼロを掲げています。また、2050（令和 32）年に向けて今後 10 年間の取組みが重要であるとし、2030（令和 12）年目標として食品ロス半減（2000〔平成 12〕年度対比）を掲げています。

この目標は、2017（平成 29）年度（排出量 51 万 t）から 2030（令和 12）年度（排出量目標 38 万 t）に 25.5%減（年約 1.96%減）を目指すものです。

(3) 足立区における食品ロス削減目標の設定の考え方

足立区では、東京都の削減率（年約 1.96%減）を踏まえ、最新値である 2019（令和元）年度の食品ロス発生量 12,599 t から、2030（令和 12）年度までに 21.6%削減（排出量約 9,878 t）することを目標とします。

図 足立区における食品ロス削減目標



【参考資料】大規模事業者へのアンケート調査結果

2021（令和3）年度に、区内の延床面積 3,000 m²以上の大規模事業者へ*食品ロスに関するアンケート調査を実施しました。

432 事業者中約9割の 402 事業者より回答があり、その内の約7割の 277 事業者が食品ロスを把握しているという結果となりました。

ア 事業者の回答状況

| 業種 | 全回答数 | 食品ロス量を把握（※） |
|------------|---------|-------------|
| 学校 | 121/125 | 94 |
| 医療・福祉業 | 81/85 | 63 |
| 官公庁 | 40/40 | 22 |
| 小売業 | 32/37 | 20 |
| 鉄道・運輸業 | 30/34 | 22 |
| 複合施設・ビル | 22/28 | 11 |
| 製造業 | 23/27 | 14 |
| 生活・娯楽サービス業 | 14/15 | 9 |
| その他 | 14/15 | 9 |
| 卸売業 | 8/9 | 4 |
| その他サービス業 | 7/7 | 4 |
| 建設業 | 5/5 | 1 |
| 不動産業 | 4/4 | 3 |
| 飲食サービス業 | 1/1 | 1 |
| 合計 | 402/432 | 277 |

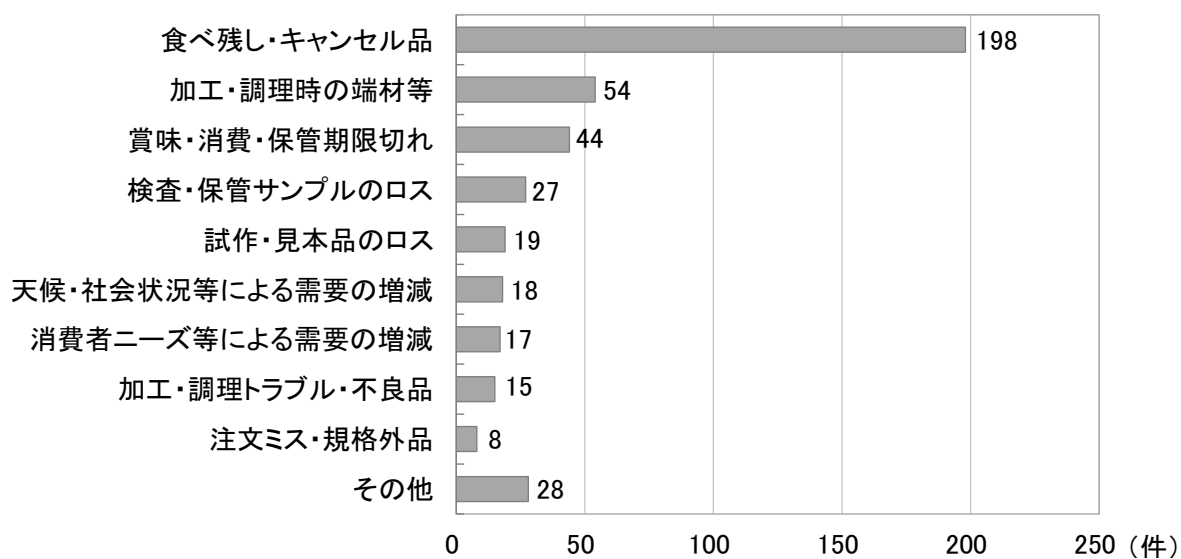
※ 回答無しまたは食品ロスを把握していない事業者（このうち厨芥ごみが発生した事業所）の食品ロス量は、業種ごとの集計結果を基に拡大推計を行い算出した

食品ロス量・割合（業種別）

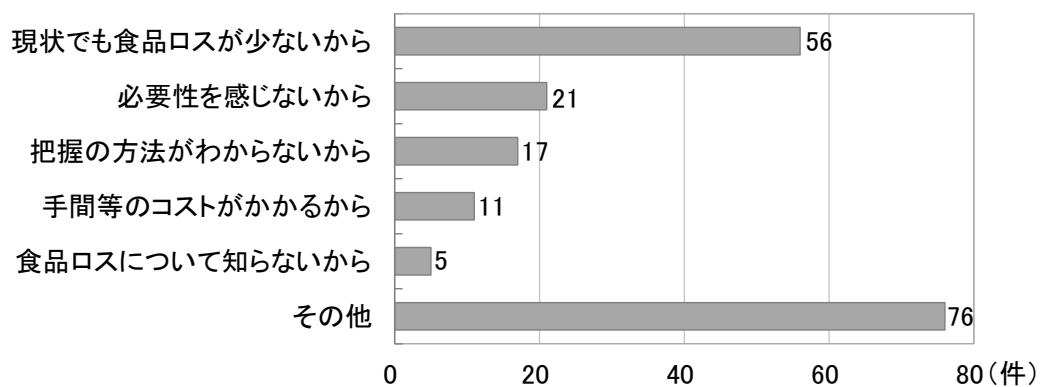
| 業種 | 事業者数 | 食品ロス割合 | 食品ロス量 |
|------------|------|--------|-----------|
| 小売業 | 37 | 35.21% | 1050.47 t |
| 鉄道・運輸業 | 34 | 27.97% | 376.07 t |
| 複合施設・ビル | 28 | 18.49% | 530.79 t |
| その他 | 15 | 17.33% | 18.60 t |
| 学校 | 125 | 16.64% | 253.19 t |
| 医療・福祉業 | 85 | 14.53% | 1071.08 t |
| 卸売業 | 9 | 13.08% | 152.84 t |
| 飲食サービス業 | 1 | 12.32% | 3.08 t |
| 製造業 | 27 | 6.30% | 43.49 t |
| 官公庁 | 40 | 3.38% | 18.25 t |
| 生活・娯楽サービス業 | 15 | 2.77% | 11.42 t |
| 不動産業 | 4 | 0.15% | 0.28 t |
| 建設業 | 5 | 0.00% | 0.00 t |
| その他サービス業 | 7 | 0.00% | 0.00 t |
| 合計 | 432 | 18.23% | 3,530t※ |

※ 端数処理の関係で合計が合わないことがある

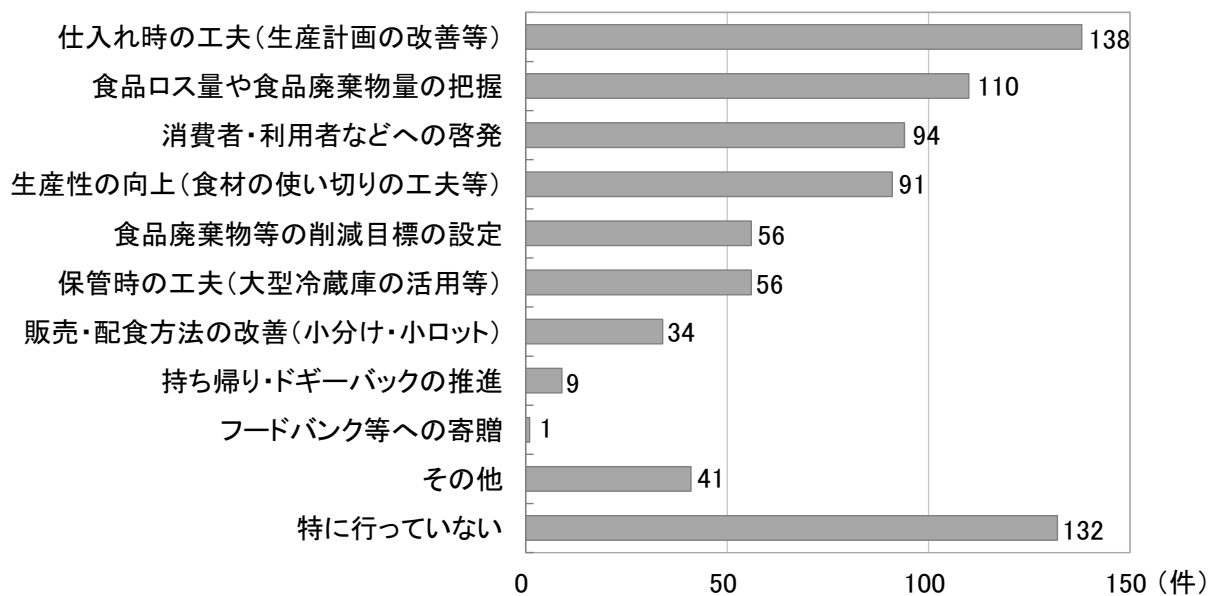
食品ロスの発生内容・原因(複数回答)



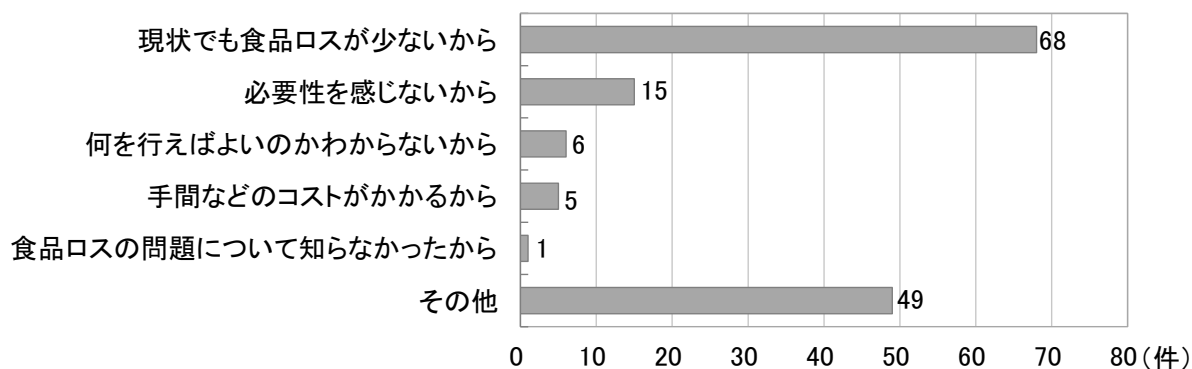
食品ロスを把握していない理由(複数回答)



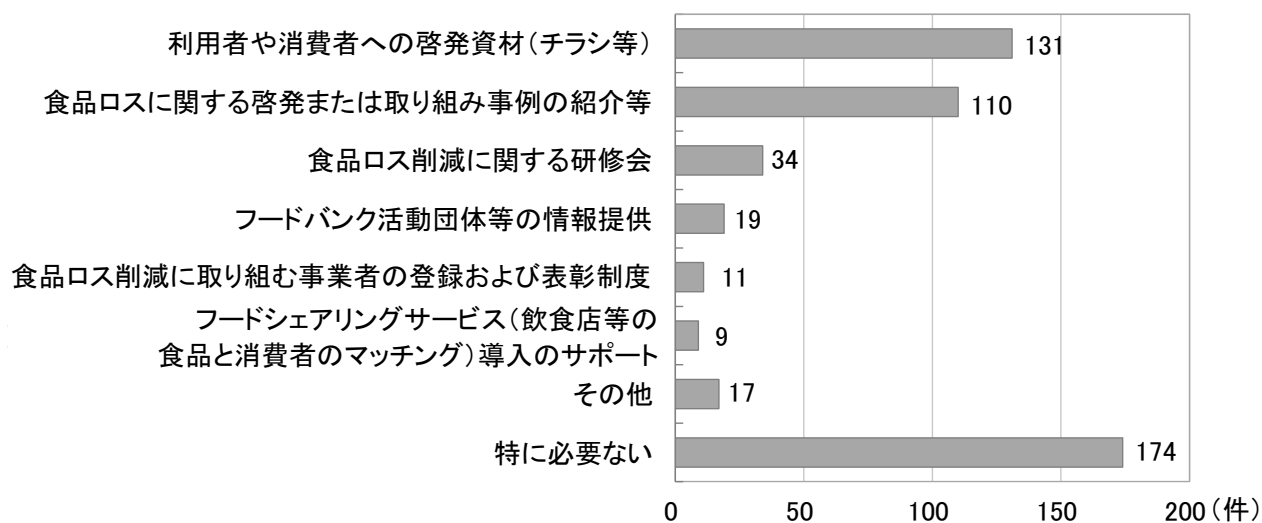
事業所で行っている食品ロス抑制の取組み(複数回答)



食品ロス抑制に取り組んでいない理由(複数回答)



食品ロス抑制のため、行政からの必要な支援(複数回答)



4 指標の定義

| 施策群 | 指標 | 定義 |
|-----|--------------------------------------|---|
| 1-1 | 成果指標 区内のエネルギー使用量【低減目標】 | オール東京62市区町村共同事業から提供される区内で使用された電力、石油類、ガス類を熱量換算したデータ ※現状値として使用されるデータは2018年度の数値となります。 |
| | 活動指標1 助成制度による省エネ支援件数 | 省エネルギーフォーム補助金交付要綱、*電気自動車等購入費補助金交付要綱、集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱に基づく助成件数 |
| | 活動指標2 省エネルギーを心がけている区民の割合 | 足立区政に関する世論調査で、環境のために心がけていることとして、省エネを選んだ区民の割合 |
| 1-2 | 成果指標 *再生可能エネルギーの導入による二酸化炭素排出削減効果量 | 資源エネルギー庁*固定価格買取制度公表用ウェブサイトの足立区の導入容量（累計）を用い、東京ソーラー屋根台帳（東京都）の年間予測発電量の推定及び太陽光発電システムの年間予測CO ₂ 削減量の推定に基づき算出 |
| | 活動指標1 区の助成による年間の太陽光発電の導入量 | 太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に基づき助成、設置された発電設備の導入容量 |
| | 活動指標2 再生可能エネルギーの導入量（累計） | 資源エネルギー庁固定価格買取制度公表用ウェブサイトの足立区の導入容量（累計） |
| 1-3 | 成果指標 区内の二酸化炭素吸収量 | 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編（環境省）「2-4-2.都市緑化の推進による*温室効果ガス吸収量の推計」に基づき算出 |
| | 活動指標1 樹木被覆地率 | 樹木で覆われた土地の割合 ※樹木被覆地率の調査実施は5年毎となります。 |
| | 活動指標2 緑化活動に実際に参加した区民の割合 | 足立区政に関する世論調査で、この1年間に緑化活動に参加したと回答した区民の割合 |
| 1-4 | 成果指標 熱中症や気象災害による死者数【低減目標】 | 熱中症による死者数は、東京消防庁のデータ。 気象災害は、自然災害のうち、風水害（洪水、土砂災害、竜巻等突風）での死者数 |
| | 活動指標1 熱中症対策講座受講者数 | 学校向け出前講座、住区センターで実施した熱中症対策講座の受講者数 |

| 施策群 | 指標 | 定義 |
|-----|---|--|
| 1-4 | <u>活動指標 2</u> 河川の氾濫時の避難場所を決めている区民の割合 | 足立区政に関する世論調査で、「河川の氾濫時の避難先を決めている」と答えた区民の割合（2020年度からの調査項目） |
| 2-1 | <u>成果指標</u> 区が把握できる廃棄物の量（区収集ごみ＋資源化物＋事業系持込ごみ） 【低減目標】 | 区収集ごみ＋事業系持込ごみ＋行政回収資源（食品トレイ含む）＋*集団回収＋ペットボトルキャップ回収＋*資源買取市 |
| | <u>活動指標 1</u> 区内のごみ量（区収集＋事業系持込） 【低減目標】 | 区収集ごみ＋事業系持込ごみ |
| | <u>活動指標 2</u> 1人1日あたりの家庭ごみ排出量 【低減目標】 | 区民1日1人あたりの家庭ごみ（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）排出量 |
| 2-2 | <u>成果指標</u> 燃やすごみに含まれる資源化物の割合 【低減目標】 | 燃やすごみの組成調査における紙類、ペットボトル、びん・缶類など資源化が可能な品目の割合 |
| | <u>活動指標 1</u> 適正排出のための指導（*ふれあい指導）件数【低減目標】 | ふれあい指導の実施件数 |
| | <u>活動指標 2</u> 雑紙（ざつがみ）を燃やすごみでなく、資源として出している区民の割合 | 足立区政に関する世論調査で、雑紙（ざつがみ）を燃やすごみでなく、資源として出していると回答した区民の割合 |
| 2-3 | <u>成果指標</u> 資源化率 | $\frac{（資源回収量＋燃やさないごみを資源化した量＋粗大ごみを資源化した量）}{（区が収集したごみ量＋区が収集した資源化物量＋集団回収量）}$ |
| | <u>活動指標 1</u> 資源買取市の利用者数 | 資源買取市に家庭から出た資源を持ち込んだ区民の延べ人数 |

| 施策群 | 指標 | 定義 |
|-----|--|--|
| 2-3 | <u>活動指標 2</u> 環境に配慮した製品を選んで使っている区民の割合 | 足立区政に関する世論調査で、環境に配慮した製品を選んで使っていると回答した区民の割合 |
| 3-1 | <u>成果指標</u> 公害苦情の相談件数【低減目標】 | 区に寄せられた公害に関する苦情の相談件数 |
| | <u>活動指標 1</u> 公害苦情相談の解決率（解決件数／受付件数） | 当該年度中の苦情処理済み件数÷苦情の相談件数（当該年度の相談件数と処理済み件数で算定しているため、年度をまたがる場合など、解決率が100%を上回るケースもある） |
| | <u>活動指標 2</u> 適切な*アスベスト対策を行っている解体等工事現場の割合 | 区が立ち入った現場の総件数のうち適切なアスベスト対策が行われていた件数の割合 【適切なアスベスト対策とは】 有資格者による調査結果や、施工計画、法令の規制などに基づいて行われていることを示す。 |
| 3-2 | <u>成果指標</u> ごみがなく地域がきれいになったと感じる区民の割合 | 足立区政に関する世論調査で、ごみがなく地域がきれいになったと感じると回答した区民の割合 |
| | <u>活動指標 1</u> ごみゼロ地域清掃活動の参加者数 | 当該年度のごみゼロ地域清掃活動に参加した延べ人数 |
| | <u>活動指標 2</u> 不法投棄処理個数【低減目標】 | 不法投棄された廃棄物のうち、区が処理したごみ、自転車、バイク、家電の合計 |
| 4-1 | <u>成果指標</u> 自然環境を大切にすることを心がけている区民の割合 | 足立区政に関する世論調査で、自然環境を大切にすることを心がけていると回答した区民の割合 |
| | <u>活動指標 1</u> 生物とふれあう事業の参加者数 | 環境部、生物園、都市農業公園、桑袋*ビオトープ、荒川ビジターセンターが実施し、生物とふれあう機会が含まれる事業の参加者数 |
| | <u>活動指標 2</u> 自然や生物に関する情報発信回数 | 環境部、生物園、都市農業公園、桑袋*ビオトープ、荒川ビジターセンターからの自然や生物に関する情報発信回数（ホームページ、*SNS、チラシ、広報紙など） |

| 施策群 | 指標 | 定義 |
|-----|--|--|
| 4-2 | <u>成果指標</u> まちなかの花や緑が増えていると感じる区民の割合 | 足立区政に関する世論調査で、まちなかの花や緑が増えていると感じる区民の割合 |
| | <u>活動指標1</u> 保存樹林指定箇所数 | 区が保存樹林として指定した箇所数。原則として、樹木の一集団が占める土地の面積 300 m ² 以上が対象 |
| | <u>活動指標2</u> 緑豊かな景観形成に取り組む団体・区民の数 | 公園等の管理、花壇や緑地・大木の管理、緑によるまちの美化、農業支援などに取り組む団体や区民の数 |
| 5-1 | <u>成果指標</u> 日頃から環境への影響を考えて具体的に行動していると答えた区民の割合 | 足立区政に関する世論調査で、日頃から環境への影響を考えて具体的に行動していると回答した区民の割合 |
| | <u>活動指標1</u> 環境に関する情報発信回数 | 環境部が*SNS、広報紙、チラシ、ポスター等で環境に関する情報を発信した数 |
| | <u>活動指標2</u> 環境学習プログラムに参加し、修了した人の数（累計） | 環境学習プログラムに参加した人のうち、認定を受けたり一定の要件を満たした人の数 |
| 5-2 | <u>成果指標</u> 自主的な環境保全活動数 | 区が把握できる自主的な環境保全活動の合計（*エコ活動ネットワーク足立の登録団体の活動、環境基金助成を受けた活動、*野鳥モニターの活動、フードシェアリングサービスの利用回数） |
| | <u>活動指標1</u> 区が実施する環境配慮を促す事業の数 | 行政評価の事務事業評価調書の環境に配慮していると回答した事業のうち、環境配慮を対外的に周知・アピールしている事業の数 |
| | <u>活動指標2</u> エコ活動ネットワーク足立の登録団体数 | エコ活動ネットワーク足立に登録している団体数 |

5 計画策定の経過

(1) 足立区環境審議会

ア 足立区環境審議会委員名簿

| 氏名 | 区分 | 所属等 |
|-------------|--------|-----------------|
| ◎田中 充 | 学識経験者 | 法政大学 社会学部 教授 |
| ○百田 真史 | 学識経験者 | 東京電機大学 未来科学部 教授 |
| 水川 薫子 | 学識経験者 | 東京農工大学 農学研究院 助教 |
| ぬかが 和子 | 区議会議員 | |
| 高山 のぶゆき | 区議会議員 | |
| 土屋 のりこ | 区議会議員 | |
| 水野 あゆみ(※1) | 区議会議員 | |
| 石毛 かずあき(※2) | 区議会議員 | |
| いいくら 昭二(※3) | 区議会議員 | |
| 戸苅 建作(※4) | 事業者 | 足立区商店街振興組合連合会 |
| 田中 功一(※5) | 事業者 | 足立区商店街振興組合連合会 |
| 大峽 廣男(※6) | 事業者 | 足立区工業会連合会 |
| 小泉 俊夫 | 事業者 | 東京商工会議所足立支部 |
| 佐藤 強士 | 区民 | 足立区町会・自治会連合会 |
| 茂木 福美 | 区民 | 足立区女性団体連合会 |
| 中村 重男 | 区民 | 公募 |
| 松茂良 みさえ(※7) | 区民 | 公募 |
| 村田 文雄(※7) | 区民 | 公募 |
| 植村 公彦(※6) | 区民 | 公募 |
| 田島 のぞみ(※6) | 区民 | 公募 |
| 工藤 信 | 行政機関職員 | 足立区副区長 |

凡例 ◎：会長 ○：副会長

※1 任期は 2020(令和2)年 6 月 7 日まで

※2 任期は 2020(令和2)年 6 月 8 日から 2021 年 6 月 6 日まで

※3 任期は 2021(令和3)年 6 月 8 日から

※4 任期は 2020(令和2)年 9 月 10 日まで

※5 任期は 2020(令和2)年 9 月 11 日から 2021 年 11 月 21 日まで

※6 任期は 2022(令和4)年 2 月 15 日から

※7 任期は 2021(令和3)年 11 月 21 日まで

イ 足立区環境審議会審議経過

| 日付 | 審議事項等 |
|---|---|
| 2019（令和元）年 11月22日 令和元年度 第3回環境審議会 | ○区長から諮問 「気候変動適応法及び地域気候変動適応計画について」 「第三次足立区環境基本計画の見直しについて」 |
| 2020（令和2）年 2月3日 令和元年度 第4回環境審議会 | ○あだちなエコアイデアの審査について |
| 7月16日 令和2年度 第1回環境審議会 | ○*食品ロス削減推進計画の基本的事項について ○環境基本計画の見直しについて ○地域気候変動適応計画策定に向けた将来予測について |
| 9月11日 令和2年度 第2回環境審議会 | ○環境基本計画の指標の課題と見直しの方向性について ○足立区における地域気候変動適応計画の方向性について ○足立区における食品ロス対策事業について |
| 11月4日 令和2年度 第3回環境審議会 | ○2050年ゼロカーボンシティについて ○二酸化炭素排出量の将来推計について ○足立区周辺の気候変動予測について |
| 2021（令和3）年 1月7日 令和2年度 第4回環境審議会 | ○環境基本計画の体系（案）について ○食品ロスの発生量推計及び目標設定の考え方について ○夏の気温の将来予測について |
| 3月26日 令和2年度 第5回環境審議会 | ○環境基本計画の構成（案）について ○環境基本計画の目標と指標の案について ○足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言（案）及び今後の方向性について ○区内の事業系食品ロス量の推計について |
| 5月26日 令和3年度 第1回環境審議会 | ○国、都の*温室効果ガス排出量削減目標と区の取り組みについて ○区内の食品ロス量の推計について（案） ○環境基本計画各施策群の目標と指標（案）の見直しについて ○環境基本計画第1章から第4章（案）について |
| 7月16日 令和3年度 第2回環境審議会 | ○環境基本計画第5章各指標の目標値（案）について ○環境基本計画第5章における各施策の具体的な取組（案）について ○環境基本計画第8章の構成について |

| | |
|--|--|
| <p>9月13日 令和3年度 第3回環境審議会</p> | <p>○環境基本計画の全体像及び第5章、第7章の見直しについて</p> |
| <p>11月11日 令和3年度 第4回環境審議会</p> | <p>○環境基本計画案の見直しおよび第3章、資料編について</p> |
| <p>2022（令和4）年 2月15日 令和3年度 第5回環境審議会</p> | <p>○環境基本計画の見直しについて</p> |
| <p>2022（令和4）年 3月1日</p> | <p>○区長へ答申 「気候変動適応法及び地域気候変動適応計画について」 「第三次足立区環境基本計画の見直しについて」</p> |

6 パブリックコメントに寄せられたご意見

(1) 実施期間

2021（令和3）年12月13日（月）から2022（令和4）年1月11日（火）

(2) 意見提出数

40件（13名、1団体）

(3) 意見の概要

| | 概要 | 件数 |
|----|--------------------------|----|
| 1 | 周知・啓発・学び | 5 |
| 2 | 二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けたロードマップ | 2 |
| 3 | 二酸化炭素排出削減目標 | 3 |
| 4 | 再生可能エネルギー・省エネルギー | 2 |
| 5 | 補助事業等支援策 | 7 |
| 6 | 区施設・公用車 | 3 |
| 7 | 緑化 | 3 |
| 8 | ごみの分別・削減・リサイクル | 9 |
| 9 | 食品ロス | 2 |
| 10 | その他 | 4 |
| | 合計 | 40 |

| | |
|----------------------------|--|
| 1 周知・啓発・学び | |
| 1 | 足立区は2021年3月「足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を出しましたが、まだ知らない区民も多く、誰もが分かりやすく目に触れるような機会を作ってほしい。また、子どもたちの教育の場でも取り入れてほしいと思います。 |
| 2 | 気候温暖化で自然環境の破壊、危機が進んでいることに対する区民の認識、危機感は十分でないと思われるため、学習の場、講座やパネル展、広報紙などで周知を進めることが重要だと思います。 |
| 3 | コロナの新たな感染拡大中ですが、所属する団体では出前講座を積極的に進めています。まだまだ関心が広がっていると思っていないので、区においても講座の実施をぜひ計画してください。 |
| 4 | 環境基本計画の内容は優れたものだと思うので、この内容を区民に知らせるためわかりやすく普及するパンフやチラシをつくり、啓発を進めてほしいと思います。 |
| 5 | 区民への行動指針をわかりやすいように公共施設、スーパー、住区センターなどに置いて宣伝してほしい。 足が不自由になり、駅までの歩道が歩きにくいことに気が付きました。レンガの間を埋めたりそれなりの努力をしているようですが、車いす、杖をついている人、ゆっくり歩く人、幼児などに配慮してください。できれば平らにしてほしいと思います。1cmほどの段差でもつまずきやすいですから。 |
| 2 二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けたロードマップ | |
| 6 | CO ₂ 削減はオール足立で取り組むことでようやく達成されることから、区、区民、事業者それぞれがどのような努力をすれば目標を達成できるのか、わかりやすく示してほしい。また、お互いの努力が見える化し、連携しながら目標を達成できるようにしてほしいと思います。 |
| 7 | 足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を出したが、具体的なロードマップをわかりやすく示してほしい。 |
| 3 二酸化炭素排出削減目標 | |
| 8 | 2030年度CO ₂ 削減目標は46%そしてさらに高みを目指すと表記されています。しかし、この目標は2021年に日本政府が発表したものであり、2022年のCOPまでに強化が求められているものです。 強化が求められたのは、各国政府の現行の目標を達成したとしても、地球の温度が2.7度上昇してしまうとする国連環境計画の見通しなどがあってのことです。 足立区におかれましては、日本政府の目標の強化を見通して、また、地球の温度上昇を1.5度未満に抑える、という世界共通の目標に整合した目標を設定して下さるようお願いいたします。 1.5度に抑える炭素予算から考えれば、6割以上の削減が必要になります。 また、目標設定の考え方として、日本政府の現行目標に揃えているようですが、日本政府の設定する目標はあくまで日本全体の平均ということになりますので、鉄鋼産業などを抱える自治体にとっては厳しいものになります。足立区では、そうしたこと |

| | |
|--------------------|---|
| | <p>を鑑み、日本政府の日本全体の目標より、できるだけ高く設定していただきたいと思 います。</p> <p>熱波、台風の大型化などによりすでに気候変動の被害がでています。 どうぞその危機にみあった目標の設定をお願いします。</p> |
| 9 | <p>2030 年度 CO₂削減目標は 46%そしてさらに高みを目指すとの表記があります。 しかし、この目標は 2021 年に日本政府が発表したものであり、昨年開催された COP26 において各国政府の現行の目標を達成したとしても、地球の温度が 2.7 度 上昇してしまうとする国連環境計画の見通しがあり、2022 年の COP までに強化 が求められています。</p> <p>足立区におかれましては、日本政府の目標の強化を見通して、また、地球の温度 上昇を 1.5 度未満に抑える、という世界共通の目標に整合した目標を設定してくだ さるようお願いいたします。</p> <p>1.5 度に抑える炭素予算から考えれば、2013 年比 60%以上の削減が必要です。 鉄鋼産業などを抱える自治体にとっては日本政府の現行目標の達成も難しい地域 もあるかと存じます。足立区では、そうしたことを鑑み、日本平均の目標値よりも できるだけ高く設定していただきたいと思ひます。</p> <p>気候変動の影響は大型台風の被害や、熱波、大雨災害など、年々甚大になってお ります。</p> <p>1.5℃目標に整合する計画をどうぞ宜しくお願い致します。</p> |
| 10 | <p>1.5 度目標に整合する計画の立案をお願い致します。また都の 2000 年度比カ ーボンハーフと整合するよう、2030 年度目標の引き上げをお願いします。</p> |
| 4 再生可能エネルギー・省エネルギー | |
| 11 | <p>自転車道・区営駐輪場の整備を急いでください。</p> |
| 12 | <p>台風や猛暑など地球温暖化による環境への影響が深刻なものとなっています。 CO₂排出規制は待った無しです。</p> <p>そのためには再生可能エネルギーの活用がどうしても必要です。 政府は化石賞という不名誉な賞を受賞しています。 政府が態度を変えるよう自治体から足立区から声をあげていく必要があります。 再生可能エネルギーと省エネがキーワードです。</p> |
| 5 補助事業等支援策 | |
| 13 | <p>民間の建物の屋上への太陽光発電パネル設置を進めるよう支援策を行ってくだ さい。</p> |
| 14 | <p>住宅への太陽光発電システム設置費補助金をさらに充実させてください。</p> |
| 15 | <p>太陽光エネルギーや再生可能エネルギーを活用できるような支援策を区として 行ってほしい。</p> |
| 16 | <p>自動車等のエネルギーを水素燃料や電気システムに替え、スタンドの整備を区 内で進めてください。</p> |
| 17 | <p>エコの電気製品の入れ替えのときの補助は続けてほしい。</p> |

| | |
|------------------|--|
| 18 | 太陽光エネルギーの活用を促進するための支援策の拡充を行ってほしい。区としても公共施設の ZEB 化を強力に進め、いつまでにどの施設を ZEB 化するのか計画をもって進めてほしいと思います。 |
| 19 | 熱中症対策として、エアコン設置助成を高齢者と障がい者世帯、障がい者と介護者世帯、母子世帯、生活困窮世帯などに拡充してほしいと思います。 |
| 6 区施設・公用車 | |
| 20 | 学校や区の建物の屋上を使用しての太陽光発電を急いでください。 |
| 21 | 区として電力会社と契約するとき、再生可能エネルギー比率の高い会社を選んでください。 |
| 22 | 公用車・清掃車を電気自動車にすることを急いでください。 |
| 7 緑化 | |
| 23 | 公園・空地・建物の屋上の緑化を計画的に進めてください。 |
| 24 | 区としても公園、区道、区有地、生産緑地を活用し、緑化を進める計画目標を立て実行してほしいと思います。 |
| 25 | CO ₂ 吸収量を増やす取組みとして、花を植えたり、植樹や生垣にするなど、緑化に取り組む家庭や事業者に助成金などの支援策を講じることで促進すると思う。また、緑化に取り組むにあたって、「まちなか緑化」の手法や、杉並の「緑のベルトづくり」、葛飾区の「花いっぱいまちづくり」などの手法を活用し、人材育成も行ってほしいと思います。 |
| 8 ごみの分別・削減・リサイクル | |
| 26 | カタログショッピングで送られてくる紙の量の多さを危惧しています。一度注文すると際限なく送られてきます。それも分厚く、同じようなものが送られ、収集場所まで持っていくのが大変です。内容も同じようなデザインが何年も載っており、無駄が多く感じられます。このような雑誌を作るのに何本の木が切られるのか、森林保全が大切なことは小学生のころから学んできました。団体として企業に改善を要望するなどの活動を考えています。 |
| 27 | いまどき、ビニールやプラスチックごみと紙ごみを一緒に出してもいい、と言うのは社会情勢に遅れています。 現在の、「分別収集を行わずすべてのごみを燃やす」のではなく、以前のようにプラスチックや紙ごみなどの分別を行う形にしたほうが良いと思う。 |
| 28 | 紙・プラスチックなどの分別収集を行ってください。 |
| 29 | 私は、10 年余前に、本会議質問で足立区がプラスチックごみを燃やす方向になったときに、そのようなことをすれば、海面が上昇し、南の島嶼国は、満潮時に水没してしまうのではないかと、プラスチックごみを燃やすことによって地球の温度が上がるのを食い止めるべきと訴えました。 現在では、心配していたように、満潮時には水没する国が出ている現状をみると、この時点に戻って、プラごみの焼却はせず、分別するべきと考えます。 |

| | |
|--------|--|
| 30 | 現在はすべてのごみを燃やしていますが、早急に、以前のようにプラスチック、可燃ごみなどの分別回収を行う体制を整えてほしいと思う。 |
| 31 | 現在は、分別収集を行っていないが、早急にすべてのごみを燃やすごみではなく、以前のように、プラスチック、紙ごみなどの分別を行ってほしい。 |
| 32 | 毎日、ごみを見るたびに CO ₂ 排出のことを考えてしまいます。ごみはできるだけ分別回収を行う方向で施策を考えていただきたいと思います。プラスチックのケースもいろいろあって、リサイクル回収できるもの、できないものもよくわからない状況ですので、もっとわかりやすいようにしてほしいと願います。 |
| 33 | 現在の社会生活での化学製品（ビニール、発泡スチロール、プラスチック、化学繊維等）を「製造しない」「買わない」「使用しない」等の取組みを実施してください。 |
| 34 | 自然が作った食物、森林等は自然に還りますが、人類が造った化学物質、ビニール、発泡スチロール、プラスチック、石油等は自然に還りません。 公共施設（学校・保育園等）での人工芝の使用を中止し、使用しないでください。 |
| 9 食品ロス | |
| 35 | 余った食品を、子ども食堂やフードパントリーなどにまわす仕組みを作ってください。 |
| 36 | 小売業の食品ロスについては、余った食品を流通するしくみを作ってほしいと思う。 |
| 10 その他 | |
| 37 | 安全な暮らしのために定期的な放射能測定を実施してください。 |
| 38 | 私達の足立区は、意志をしっかりと持って、これからを歩み直すべきだと考えている。足立区の様々な課題のほとんどは、自らの意志をあまり持たずに「農業地域が東京のバックヤードとして、なし崩し的に都市化したこと」が原因なのではないか。なのでこれからは、①将来におよびうる弱点とこれまでの反省点を洗いざらい明確にした上で、②定住地として「どのような地域になりたいのか」を区民が主体になるように議論して策定し（※決めて終わりではなく、常に見直す）、③これを区政と区民の意識の柱とすべきだと思う。なお、各種の計画はこれを実現していくための手立てであり、必ずしも網羅的な施策集の形である必要はないと考える。 |
| 39 | 政府は「第6次エネルギー基本計画」を決定したが、石炭火力発電所をつくる。原発エネルギー構成を20%に増やすなど世界の流れに逆行するものであり、足立区から計画の見直しをするよう、声を上げてほしいと思います。 |
| 40 | 異常気象を抑え、なくし、地球環境を守るために自然（林業・農業・漁業等）を育てる政策、そして自然エネルギーを使用、発展させる政策（原発・火力発電を廃止）を進めてください。 |

7 用語解説

あ行

アスベスト（石綿）

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、以前は保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていた。

飛び散ることや、吸い込むことで健康に影響を与えるため、現在では、労働安全衛生法や大気汚染防止法などで製造、輸入、譲渡、提供、使用が原則として禁止されているほか、石綿による障害の予防や飛散防止等が図られている。

あだち環境ゼミナール

区が実施する環境学習講座。高校生以上を対象に、月に一度、環境に関するさまざまなテーマについて学ぶ講座。年間のお出席数と修了レポートで要件を満たした者は、「あだち環境マイスター」に認定される。

足立区防災ナビ

あだち防災マップや洪水ハザードマップ、河川カメラ画像、区ホームページの新着情報の表示、足立区公式 Twitter へのリンク、懐中電灯や笛の使用等、通常は個別に起動する必要のある機能を一つにまとめたスマートフォン用防災アプリ。

あだち自然ガイド

区内の自然と生物を紹介したパンフレット形式のもの。足立区ホームページからダウンロードできる。区内の自然環境や生物が観察できる場所、区内の生物を図鑑形式で紹介している。また、あだち自然ガイドの内容を充実させるため、ホームページ上に区内の生物目撃情報を投稿する「あだち自然ガイド投稿編」も設けている。

あだち・そらとつながるプロジェクト

区民にとって安心とより良いサービスを提供する太陽光発電システムの設置事業者を区が認定する制度。認定された事業者を「そらとつながるお店（そらつな店）」としてホームページで紹介している。

足立の環境

毎年度発行している区の環境の現状と対策、事業概要と実績データをまとめた冊子のこと。

ウォームビズ

環境省が冬の省エネ対策として推奨している、暖房時の室温を 20℃に設定して快適に過ごすライフスタイルのこと。区の施設では暖房時の室温を 19℃に設定している。

エコ活動ネットワーク足立 EANA（いーな）

区内で環境活動・環境に係る活動を行う団体・事業者を対象とした登録制のネットワークのこと。Eco Activity Network Adachi の頭文字をとって略称を EANA としている。登録団体の情報を発信・提供し、区民に団体の環境活動のお知らせや環境意識の啓発を図ることで、区の環境活動の推進を目指している。

エコドライブ

やさしく発進する、むだなアイドリングをしない、不必要な荷物は積まないなど、燃料を節約し、二酸化炭素の排出量を減らす「環境に配慮した自動車の使用」に努めること。

エネルギーシェアリング

VPP（散在する分散型エネルギーリソースを AI や IoT 技術の活用により遠隔に制御することで、発電所のような電力創出と調整機能を提供するしくみ）を活用したエネルギーの需要方法。

エネルギーマネジメントシステム

EMS（Energy Management System）とも呼ばれ、IT を活用して、エネルギーの使用状況をリアルタイムで見せたり、ムダなエネルギー使用を抑えるように設備機器の利用を調整するような省エネルギー技術のこと。エネルギーマネジメントシステムのうち、家庭向けを*HEMS（Home EMS ヘムス）、ビル向けを*BEMS（Building EMS ベム

ス)、マンション向けを MEMS (Mansion EMS メムス)、工場向けを FEMS (Factory EMS フェムス)という。また、地域内のエネルギー管理システムを CEMS (Community EMS セムス)という。

オキシダント

大気中の*揮発性有機化合物 (VOC) や *NO_x (窒素酸化物) が紫外線を受けた際、光化学反応によって発生するオゾンなどを指す。

*光化学スモッグの原因となり、高濃度になると粘膜や呼吸器など人体に影響を及ぼす。

オゾン層

高度 10~16km から 50km までの上空(成層圏)にある、大気中のオゾンの 90%が集まっている層のこと。生命にとって有害な紫外線の地表に降り注ぐ量をやわらげる効果がある。人間の活動によって出されるフロンガスがオゾン層を破壊するため、対策が進められている。

温室効果ガス

地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす大気圏にある気体の総称。温室効果ガスにより、地球の平均気温が適温に保たれてきたが、近年、その量が増加したため、地球温暖化問題が生じている。*気候変動枠組条約で削減の対象となっているのは、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタンなど7種類ある。

か行

カーシェア

カーシェアリングの略。自動車を共同使用するサービスやシステムのこと。利用者は自動車を所有せず、必要なときに一定金額を支払って自動車を利用することになるため、公共交通や自転車とコストを比較することで自動車の利用を抑制し、環境負荷を低減する効果が期待できる。

カーボン・オフセット

自らの活動において削減努力をしても排出されてしまう*温室効果ガスの全部又は一部を、他の場所でも実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量で埋め合わせること。

海洋プラスチック (問題)

海洋に流出する廃プラスチック類のこと。近年、マイクロプラスチック (一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。) による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっている。

外来種 (外来生物)

もともとはその地域にいなかったのに、人間の活動によって、意図的・非意図的に他の地域から持ち込まれたり、入り込んできた生物種のこと。

化石燃料

石炭、石油、天然ガスなどの地中に埋蔵されている燃料の総称。数百万年以上前の植物やプランクトンなどが地中に埋もれ、高熱、高圧などの影響を受けてできたと言われている。化石燃料を燃やすことで二酸化炭素が排出される。

家庭用燃料電池 (エネファーム)

都市ガスやプロパンガスから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させ、お湯をつくりながら発電するシステム。電気と熱の両方を有効利用することで、エネルギー効率を高めることが可能。

環境アセスメント

環境影響評価のこと。大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続き。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）
環境保全活動・環境教育の一層の推進や、幅広い実践的人材づくりと活用が求められていることを踏まえ、旧法律を改正し、名称を変更の上、2012（平成24）年10月施行された法律。この法律に基づき、政府は、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本方針」を定めている。

環境整備基準

良好な都市環境の整備を促進することを目的として区が定めた基準のこと。区内で一定規模以上の宅地開発、集合住宅や大規模建築物の建築を行おうとする事業者に対し、法律で定められた申請手続きを行う前に指導及び協力を要請する内容になっている。

緩和（気候変動緩和策）

*温室効果ガスの排出削減や吸収量の増加などにより、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させ、気候の変化の進行を食い止めたり、小さくする対策。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988（昭和63）年に世界気象機関と国連環境計画により設立された組織で、気候変動に関する科学的な研究成果の収集、整理、評価を目的に世界各国の専門家で組織する政府間機構のこと。Intergovernmental Panel on Climate Change の略で IPCC と呼ばれる。数年おきに気候変動に関する評価報告書を発表している。

気候変動枠組条約

国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」のこと。1992（平成4）年に採択され、1994（平成6）年に発効した。日本は1993（平成5）年に批准している。締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成や地球温暖化対策の策定とその実施などの義務を課している。

揮発性有機化合物（VOC）

通常の温度や気圧で蒸発しやすい有機化学物質の総称。大気汚染防止法では、大気中の紫外線と光化学反応を起こして*オキシダントとなり、*光化学スモッグの原因にもなる物質を揮発性有機化合物と定めている。代表的な物質は、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなど。

空間放射線量

空間に存在する放射線の単位時間あたりの量。単位は、マイクロシーベルト毎時（ $\mu\text{Sv/h}$ ）。

クールスポット

木陰など暑さをしのげる場所のこと。

クール・ネット東京

東京都内の温暖化対策を支援している地球温暖化防止活動推進センターの名称。*地球温暖化対策の推進に関する法律第24条に基づき、東京都地球温暖化防止活動推進センターとして指定を受け、公益財団法人東京都環境公社が運営している。都や区市町村などと連携し、地球温暖化防止に関する普及啓発を実施しているほか、地球温暖化防止活動に対してさまざまな支援を行っている。

クールビズ

環境省が夏の地球温暖化対策として推奨している、冷房時の室温を28℃に設定して快適に過ごす軽装などのライフスタイルのこと。冷房エネルギー節約の協力を求めている。

グリーン購入

品物やサービスを購入するとき、まず購入の必要性を十分に考え、品質や価格、利便性、デザインだけでなく、環境への影響ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること。

国は、法律に基づき、グリーン購入が義務付けられており、区も、国の基準に沿って品物やサービスを購入するときは、特別な事情が

あるときを除き、グリーン購入の基準を満たすものを購入している。

ゲリラ豪雨

突発的で予測が困難な局地的な集中豪雨のこと。数時間で雨量が100mm以上になるものや、数十分の短時間で、狭い範囲に数十mm程度の雨量をもたらすこともある。

建築紛争予防条例

中高層建築物の建築に伴って生ずる日照、通風、採光の障害、風害、電波障害、プライバシーの侵害等や、工事中の騒音、振動、工事車両による交通問題等の周辺的生活環境に及ぼす影響に関する近隣関係住民と建築主との間の紛争に対して、迅速かつ適正な解決を図るために1979（昭和54）年3月に制定された条例。

光化学スモッグ

自動車や工場などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが太陽光線を受けて、光化学反応を起こし発生するもので、目やのどに刺激を与え、健康被害が出ることもある。

固定価格買取制度

太陽光・風力・3万kW未満の水力・地熱・バイオマスを用いて発電された電気を国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度のこと。電気事業者が買取りに要した費用は、電気料金の一部として、国民が負担する再生可能エネルギー発電促進賦課金によって賄われる。

ごみ屋敷

敷地内からあふれ出たごみの悪臭等により、近隣住民の生活環境に多大な影響を及ぼすような状態にある土地・建物のこと。区では「足立区生活環境の保全に関する条例」に基づき、対策を行っている。

コンポスト容器

家庭から出る生ごみを土の中の微生物の働きなどで分解し、堆肥に変えるための容器のこと。

さ行

災害廃棄物

地震や津波、水害等の災害によって発生する廃棄物のこと。

再生可能エネルギー

永続的に利用することができるエネルギー源の総称。具体的には、太陽エネルギー、風力、水力、地熱、バイオマスなどがある。

資源買取市

家庭から出る資源を買取市の開催日に直接持ち込み、事業者が市況に応じて買い取る制度。区が、区内*リサイクル関連事業者との協働で実施している。

自主的活動団体登録制度

公園や緑地で、区の制度とは別に自主的に活動いただいている*NPOや住民有志の団体などの登録制度のこと。

し尿

人の排泄物のこと。

集合住宅条例

集合住宅の建築及び管理に関し基本的事項を定めることにより、集合住宅の建築に起因する紛争の防止を図るとともに、地域における生活環境及び居住環境の向上を図り、もって良好な近隣関係を形成することを目的とした条例。

集団回収

10世帯以上のグループで各家庭から出る資源、紙類、布類、缶類、びん類を自主的に日時や場所、品目を決めて回収し、回収業者に引き渡すリサイクル活動のこと。

循環型社会

生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会のこと。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念である。

省エネ診断

*クール・ネット東京が実施している省エネ効果を高める運用対策を指導する事業のこと。エネルギー管理の専門的知識を持つ診断員が事業所を訪問してエネルギー使用状況を診断する。光熱費の削減や業務効率の改善、地球温暖化対策にもつながる。

省エネ性能表示制度

建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の略。新築・既存を問わず、全ての建築物を対象とした省エネルギー性能等に関する評価・表示を行う制度で、性能の優れた建築物が市場で適切に評価され、選ばれるような環境整備等を図れることを目的として実施されている。

食品ロス

まだ食べられるのに捨てられている食べ物のこと。

水素エネルギー

利用段階で二酸化炭素を排出しないエネルギーであり、*化石燃料だけでなく*再生可能エネルギーからも製造することができる。燃料電池で自動車や熱の利用、発電などに利用できる。

スマートメーター

電力を計測するとともに通信機能を持たせ、電気使用状況の見える化を可能にする電力量計のこと。今後、全ての電力量計がスマートメーターに置き換わる予定である。これにより、発送電が効率的に行われるようになり、社会全体の省エネ化への寄与が期待されている。

生物多様性基本法

2008（平成 20）年に施行された野生生物や生息環境、生態系全体のつながりを含めて保全する目的を持つ法律。

生物多様性国家戦略 2012-2020

*生物多様性条約第6条に基づき、条約締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画のこと

で、1995（平成 7）年に第一次戦略が策定された。現在の生物多様性国家戦略 2012-2020 は、2012（平成 24）年に閣議決定された。

生物多様性条約

国連の下、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする「生物の多様性に関する条約」のこと。1992（平成 4）年 5 月に採択され、日本は 1993（平成 5）年に批准している。

センシング

センサーと呼ばれる感知器などを使用し、さまざまな情報を計測・判別して数値化すること。

た行

ダイオキシン類

主に物が燃焼することにより発生し、大気中に拡散するほか、過去に使用されていた農薬の不純物としても拡散された。環境中に広く存在しており、その量は非常に微量だが、微量でも強い毒性を持つと考えられている。ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、対策が進められている。

地域エネルギーマネジメントシステム

既存建物を含む対象エリアの需要家となる各建物に対して、平常時と非常時に安定して電力供給や熱供給を行うための情報連携を行う、地域エネルギー供給の実施にあたって必要なシステム。

具体的には、エネルギー需要側に対しては*スマートメーター等の各建物のエネルギー管理システムと情報連携し、供給地域のエネルギー需要を集計・分析し、電力需要の管理（実績計測や需要予測）を行う。足りない電力を調達または余剰電力を売電するため、他の電力会社と電力需給情報のやり取りを行うといった重要な役割を担っている。

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

地球温暖化対策を推進するための法律。1998（平成 10）年に制定され、何回かの

改正を経ている。政府が定める地球温暖化対策計画や、国民の取組を強化するための措置、*温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することの義務付けなどについて定めている。2015年にCOP21で採択された*パリ協定、第203回臨時国会の首相所信表明演説において「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言されたことを踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現等の基本理念が新設され、地域の*再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）の実施に関する認定制度の創設、温室効果ガス算定排出量の報告制度の見直し等が行われた。

地区環境整備計画

都市計画マスタープランにおける土地利用やまちづくりを実現するため、地区レベルの土地利用の方針・地区施設等の整備方針を明らかにしたもの。

中水

飲むことはできないが人体に影響を及ぼさない形で再利用される水のこと。水洗トイレや工業用水などに利用され、雨水や雑排水などが原水となる。

低炭素エネルギー

二酸化炭素の排出が少ないエネルギーのこと。

適応（気候変動適応策）

気温や海水面の上昇など気候変動に伴う影響に対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減する対策のこと。一般的には、洪水や高潮を防ぐ堤防や防潮堤の構築、農作物の品種改良、熱中症対策、伝染病の予防などがある。

テレワーク

情報通信技術を利用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

電気自動車

電気でモーターを回転させることで駆動する自動車のこと。排気ガスを発生しない低環

境負荷型の自動車として普及拡大が期待されている。略称は、EV（Electric Vehicle）。

ドギーバッグ

外食の際などの食べ残しを持ち帰る容器のこと。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。これにより豊かな緑を将来に継承することができる。都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に規定されている。

な行

二重窓

窓のサッシを二組使って断熱効果を高めたもの。寒冷地では寒さ対策として昔から一般的に用いられていたが、近年省エネルギーや防音対策の面からも有効とされ、温暖な地域でも使用されている。

日照障害

建築物や高架道路や鉄道の高架橋などによる日陰がもたらす環境悪化現象のこと。

ノンフロン

*オゾン層を破壊するフロンを使わない技術や製品のことを指す。国の行政機関には原則としてノンフロン製品の使用が義務付けられている。

は行

排出係数

燃料、熱及び電気の使用量等から温室効果ガスの排出量を換算するために用いられる数値のこと。使用量に排出係数を乗じることで排出量が算定できる。

ハイブリッド自動車

2つ以上の動力源を持つ自動車。略称はHV（Hybrid Vehicle）。一般的にはエンジンと

モーターを動力源として備えたHEV (hybrid electric vehicle) を指すことが多い。

パリ協定

2020年以降の気候変動問題に関する、国際的な枠組みであり、2015（平成27）年にパリで開かれた第21回*国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択された。長期目標として、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことを掲げている。

ヒートアイランド現象

都市の気温が郊外よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することからこのように呼ばれる。

ビオトープ

生命を意味するビオと場所を示すトープからなるドイツ語で、生物が生息する空間を意味する。具体的には、池沼、湿地、草地、里山などが挙げられる。学校や公園等に整備されるビオトープは、自然にふれる機会の提供、自然環境や生物多様性の保全、普及啓発などを目的として、多様な生物の生息空間として機能することを目指して整備される。

ビューティフル・ウィンドウズ運動

区が実施している地域や警察、関係団体と連携し、犯罪のない美しい住みよいまちを目指す運動のこと。ニューヨーク市の「割れ窓理論（ブロークン・ウィンドウズ）を参考に、美しい街を印象づけることで犯罪を抑止する運動である。

ビューティフル・パートナー

「*ビューティフル・ウィンドウズ運動」を推進する区民の総称。防犯活動・まちの美化・交通安全・まちづくりなど、さまざまな活動を一体的に行っている。

フードドライブ

家庭で余っている食品を既定の場所に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、*フードバンクなどに寄付する活動のこと。

フードバンク

日常的に主に企業などから余っている食品を集めて、定期的に福祉施設等に無償分配する活動・団体のこと。

ふれあい指導

清掃事務所の職員が、ごみの減量や分別方法、事業系有料ごみ処理券の貼付、集積所の清掃、集積所看板の整備等について、直接、区民や事業者に指導すること。

分散型社会

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら社会を形成すること。

ペーパーレス化

資料や書類などを紙に印刷することからコンピュータシステムの画面表示などに代えて、紙やコストの削減や業務の効率化を図ること。

保存樹木・樹林

足立区緑の保護育成条例施行規則により指定されるもので、「樹木の高さ10m以上、地上1.2mにおける幹周りが1.5m以上」のものが保存樹木、「樹木の一集団が占める土地の面積が300㎡以上」のものが保全樹林である。所有者または管理者の申請に基づき指定され、足立区保存樹木・樹林補助金交付事務処理要綱に基づき支援を行っている。

ま行

緑のカーテン

ゴーヤやアサガオなどのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆うこと。自然の力を利用し、夏場の空調負荷を減らし、省エネルギー対策につながる。

緑の協力員

「足立区緑の保護育成条例」「同施行規則」並びに「足立区緑の協力員運営要綱」に基づき、区の緑化に関する施策に協力し、自ら緑化推進運動を進める方を、区長が「緑の協力員」として委嘱する。任期は2年（再任あり）、

定数は25人以内となっている。

や行

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林のこと。

野鳥モニター

野鳥生息調査ボランティア。区内における野鳥の生息調査を実施している。

ら行

リサイクル

不要なものを資源として再び利用すること。例えば古紙として出された紙は、再び紙の原料となり、トイレットペーパーなどに生まれ変わる。

リデュース

買い物袋を持参してレジ袋を使用しないなど、ごみの発生を抑えること。

リユース

使えるものはくり返し使うこと。洋服やバッグ、家具など、まだ使えるものを大切に使う。

数字・アルファベット

3R（スリーアール）

*リデュース(Reduce)、*リユース(Reuse)、*リサイクル(Recycle)の総称。リデュースとはごみの発生を抑えること、リユースとは使えるものはくり返し使うこと、リサイクルとはごみを資源として再び利用することである。

3R+Renewable

プラスチック資源循環戦略の基本原則であり、*3Rの理念に、リニューアブル(Renewable)を加えたもの。リニューアブルとは、再生可能資源への代替のことであり、環境負荷の大きな素材から、バイオプラスチックなどの循環型の素材へ替えていこうという考え方。

A-メール

区政情報や子どもの安心情報など、足立区についてのさまざまな情報が、あらかじめ登録した携帯電話やパソコンのメールアドレス宛に送信される。

BEMS（ベムス）

ビルの*エネルギーマネジメントシステムのこと(Building and Energy Management System)。IT技術を活用し、ビル全体の電力使用量をきめ細かく計測・蓄積し、エネルギー管理を支援するシステムのこと。

CO₂フリー水素

CO₂排出量を大幅に低減させた方法で製造された水素のこと。

HEMS（へムス）

家庭のエネルギーマネジメントシステムのこと(Home Energy Management System)。IT技術を活用し、家電製品ごと、部屋ごとなど電力使用量をきめ細かく計測・蓄積し、リアルタイムで表示する「見える化」を図り、家庭におけるエネルギー管理を支援するシステムのこと。

IoT 技術

Internet of Things (モノのインターネット) 技術の略。家電や自動車などのモノがインターネットを経由し、通信することを意味する。

IPCC

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」を参照。

NGO

Non Governmental Organizationの略で非政府組織のこと。民間人や民間団体が作る組織の総称だが、日本では、国際的なものとしてNGOが使われており、「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」として使われる。

NOx

窒素と酸素の化合物の総称。一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)、一酸化二窒素

(N₂O) などがある。*光化学スモッグなど大気汚染の原因となる物質で、主な発生源は自動車の排気ガスである。一酸化二窒素は、国連*気候変動枠組条約で削減の対象となっている*温室効果ガスの一つである。

NPO

Non Profit Organization の略で、非営利組織のこと。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称である。

Rのお店

ごみ減量や*リサイクルを積極的に推進している小売店を「R（リサイクル）のお店」として登録・公表している。

SNS

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、人と人とのつながりを促進・支援するウェブサイトおよびネットサービスのこと。具体的には Twitter や Facebook が挙げられる。

ZEB

Net Zero Energy Building の略。先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、*再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

ZEH

Net Zero Energy House の略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

ZEV

Zero Emission Vehicle の略。走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない*電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグイン*ハイブリッド自動車（PHV）のこと。

8 足立区環境基本条例

平成 11 年 7 月 14 日条例第 31 号
改正 平成 16 年 10 月 25 日条例第 35 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、足立区(以下「区」という。)、事業者及び区民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保し、並びに地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境の保全」とは、良好な環境を維持すること、回復すること及びより豊かに創造することをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が、現在の世代の享受するものであるとともに、将来の世代に引き継がれるべきものであることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、自然の回復力に限界があることを理解することにより、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、社会経済活動その他あらゆる活動において配慮されなければならない、環境への負荷の低減その他の行為が、すべての者の公平な役割分担と連帯の下に積極的かつ自主的に行われる社会を実現することを目的として行われなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(1) 公害の防止及び生活環境の保全

(2) 有害物質等による汚染等のない、安心して暮らせる都市環境の保全

- (3) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全及び野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保
- (5) 良好な景観の保全及び地域の環境特性を生かしたまちづくり
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (8) 前各号に掲げるもののほか環境への負荷の低減に関する事項

2 区は、環境の保全について、事業者及び区民と協働して推進する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について努力する責務を有する。

- (1) 事業活動によって発生する公害の防止
- (2) 事業活動に起因する環境への負荷の低減及びリサイクルへの寄与
- (3) 事業活動に係る製品等の企画及び開発に際しての、当該製品が使用され廃棄に至る過程での環境への負荷の低減に関わる配慮
- (4) 自然環境の保全

2 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に関する情報の提供に努めるものとする。

3 事業者は、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに、区及び区民と協働して環境の保全に努めなければならない。

(区民の責務)

第6条 区民は、環境の保全について関心を持つとともに、環境の保全に関する必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の保全に寄与するよう努めなければならない。

3 区民は、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに、区及び事業者と協働して環境の保全に努めなければならない。

(施策等の公表)

第7条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的な推進に資するため、環境の状況、環境の保全に係る施策の実施状況等を定期的に公表するものとする。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 区長は、地域の環境を総合的かつ計画的に保全するとともに、地球環境の保全に寄与するために、足立区環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の体系
- (3) その他環境の保全に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ足立区環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び区民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境保全行動指針)

第9条 区長は、前条第2項第1号に掲げる環境の保全に関する目標の実現のため、区、事業者及び区民が環境の保全に関して配慮すべき事項を、足立区環境保全行動指針(以下「行動指針」という。)として策定しなければならない。

2 区長は、行動指針を策定するに当たっては、事業者及び区民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動指針の変更について準用する。

第3章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の推進のための措置)

第10条 区は、環境の保全に関する施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画及び行動指針との整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者に対する要請)

第11条 区は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者に対し、当該事業を実施する際の環境への配慮について予め協議するよう要請することができる。

(環境管理、監査)

第12条 区及び事業者は、自らの行為に基づく環境への負荷の低減を図るため、環境保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び体制の整備等を行うとともに、これらの監査を行うよう努めるものとする。

(施策の評価)

第13条 区は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、当該施策を定期的に評価するものとする。

2 区は、前項の規定による評価をするに当たっては、事業者及び区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、第1項の規定による評価をしたときは、その結果を公表するものとする。

(誘導的措置)

第14条 区は、事業者又は区民が、環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置がとれるよう誘導に努めるものとする。

(施設の整備等)

第15条 区は、区の施設における公害発生の防止を図るとともに、その設置及び改善に当たっては、自然環境に配慮し、適正な利用ができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第16条 区は、循環型社会を構築し、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び区民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区は、環境への負荷の低減を図るため、区の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

(区民等の意見の反映)

第17条 事業者及び区民は、環境の保全に関して、区に意見を申し出ることができる。

2 区長は、前項に規定する申出があったときは、適切な措置を講ずるとともに、足立区環境審議会に経過を報告しなければならない。

(情報の提供)

第18条 区は、環境の保全に資する情報を積極的に区民に提供するよう努めるものとする。

(普及啓発及び自主活動の促進)

第19条 区は、環境の保全に関する知識の普及及び意識の啓発を図るとともに、事業者及び区民が環境の保全について理解を深め、環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

2 区は、前項に定めるもののほか、事業者、区民又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の充実)

第20条 区は、環境の保全に関する施策を科学的知見に基づき実施するために、環境の保全に関する情報の収集及び分析並びに他の研究機関との交流及び連携を行うことにより、必要な調査及び研究の充実に努めるものとする。

(監視、測定等)

第21条 区は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(国、東京都等との協力)

第22条 区は、環境の保全を図るために広域的な取組みを必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 地球環境の保全の推進

第23条 区は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に寄与する施策の推進に努めるものとする。

2 区は、国及び東京都その他の地方公共団体と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第5章 足立区環境審議会

第24条 区の環境の保全に関して必要な事項を調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、足立区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) その他環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 事業者
- (2) 区民
- (3) 区議会議員
- (4) 学識経験者
- (5) 環境の保全に係る行政機関の職員

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

- 7 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 足立区環境基金審査会

第25条 足立区環境基金条例(平成16年足立区条例第9号)第1条に規定する支援(以下「支援」という。)を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区環境基金審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審査する。

- (1) 支援の対象となる活動
- (2) 前号に掲げるもののほか、支援に必要な事項

3 審査会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員9人以内をもって組織する。

- (1) 区民
- (2) 区議会議員
- (3) 学識経験者

4 前条第5項から第8項までの規定は、審査会について準用する。

第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年東京都足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部東京都足立区生涯学習推進協議会の項の次に次のように加える。

東京都足立区環境審議会 日額 7,000 円

付 則(平成16年10月25日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区環境審議会の項の次に次のように加える。

足立区環境基金審査会 日額 8,000 円